

平成30年3月16日(金曜日)

(会議第3日目)

応招議員

1番	坂本あや	2番	濱村博	3番	藤本岩義
4番	矢野昭三	5番	澳本哲也	6番	宮川徳光
7番	小永正裕	8番	中島一郎	9番	宮地葉子
10番	森治史	11番	池内弘道	12番	浅野修一
		14番	山崎正男		

不応招議員

13番 小松孝年

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

不応招議員に同じ

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	大西勝也	副町長	松田春喜
町参事	北岸英敏	総務課長	宮川茂俊
情報防災課長	徳廣誠司	税務課長	尾崎憲二
住民課長	藤本浩之	健康福祉課長	川村一秋
農業振興課長	宮地丈夫	まちづくり課長	金子伸
産業推進室長	門田政史	地域住民課長	矢野雅彦
海洋森林課長	今西文明	建設課長	森田貞男
会計管理者	小橋智恵美	教育長	坂本勝
教育次長	畦地和也		

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 小橋和彦

書記 都築智美

議 事 日 程 第 3 号

平成30年3月16日 9時00分 開議

日程第1 一般質問

議 事 の 経 過

平成30年3月16日
午前9時00分 開会

議長（山崎正男君）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

これより日程に従い、会議を進めますのでよろしくお願い致します。

諸般の報告をします。

初めに、小松孝年君から欠席の届出がされましたので、報告します。

次に、陳情第31号については、審査未了となりましたので、議題としないことを報告します。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

澳本哲也君。

5番（澳本哲也君）

おはようございます。

新しい庁舎になり、まずここで、また新しい議場で一発目ということで、なかなか違う緊張感があって、自分でもやりがいがあるないという気持ちで頑張っていますので、どうかよろしくお願いを致します。

まず、今日は3点についてお尋ねを致します。

まず、沿岸漁業の現状についてです。

今年に入り、燃料の高騰やシラスウナギの激減で本当不漁、そして天候による出漁の日数の激減というふうには、本当に沿岸漁業は今現在、厳しい季節というか、日々というか、そういうふうなところに入ってきています。

それで、当初からのすごい問題がありまして、他県の大型の底引き網の船がこの町の沖へ出漁に来るということで、相当漁場を荒らされるという事態がもう昔から、数年前から発生をしておるということです。それで、横浜の手繰り、まあ底引きですね、が7隻、万行が3隻、そしてノドグロの延縄が10隻というふうには、今操業をしておりますけども。本当にこの県外の大型の底引き網が操業した後に操業しても、本当に何も取れないという状況が続いております。今年に入って、この底引き網も数回訪れているというふうには聞いております。

それをどうにか、まず漁業者たちもこの点については県や県漁協を通じて県にも要望し、一生懸命要望はしておりますけども、ここらへんでもうちょっと行政の方に力を入れてもらって、この漁場を守るということを県の方に訴えてもらいたいと思うんですけども。

まず、そこらへんをよろしくお願いを致します。

議長（山崎正男君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西文明君）

おはようございます。

それでは通告によりまして、1、漁業の現状についてのカッコ1、他県の大型底引き網の操業に関する質問にお答え致します。

まず、澳本議員の言われる他県の大型底引き網とは、正式には沖合底引網漁業と言い、漁業法第52条に定め

られた農林水産大臣の許可が必要な指定漁業に分類されております。

この沖合底引網漁業の操業につきましては、指定漁業の許可及び取締りに関する省令の中で、操業区域および操業期間等が規制されております。具体的にその海域を口頭で説明することは、非常に細か過ぎて大変難しいものがございます。本町では、中南部、太平洋海区と定められております。一般的に許可に基づかないさまざまな漁法や、漁業においては違反行為があった場合の取り締まりに関しては、高知県が監視船を1隻所有しておりますし、海上保安庁も対応できるかと思っております。が、所管の両域が黒潮町沖のみならず広範囲であるために、迅速な対応には限界があると思っております。取り締まりに関しては、一定の情報、例えば時期、時間と海域の特定が必要であり、その情報を得るためには漁業者の皆さまの協力が不可欠であります。しかしながら、この沖合底引網漁業の操業実態を正確に把握することは非常に困難で、そのことが漁業者の皆さんにとっても他船が操業領域を順守しているかどうか判断しにくい状況ではないかと考えております。

以上のことから、沖合底引網漁業の実態把握のために、漁業者の皆さんに情報収集のための一定の汗をかいていただき、正確に情報を整理した後、より建設的で関係機関と連携して、黒潮町沖の水産資源の適切な保護に努めてまいりたいと考えております。

議長（山崎正男君）

澳本君。

5番（澳本哲也君）

情報収集、もちろんやってくれると思います。

それですね、僕はちょっとおかしいなと思うことがあります。それは、この今やっている横浜、万行の底引網の許可漁業のことですけれども、まずこれらも、許可証に一日の操業時間が書いてあります。まず、時刻が0時から12時まで。そして、7時間以内の操業ということになっております。しかし、この他県の大型の底引網の沖合いの操業ですけれども、全くこういうふうな条件はまったくないですね。もう自由にやってくれと。そこらへんも、まず県の方をお願いをしてもらいたい。

で、一度若い者に意見を聞きました。聞いたところ、もう僕はずきっときたがですけれども。高知県の漁業は平等性がないということです。確かにそう思います。だから、こういうことをまず知っていただいて、県のは県の方にもやっぱり突いてもらいたい。そう思うがです。

そして、もう一つ。今までは違反操業らやっておったんですけれども、今までは底引網は開口板でやっておりました。しかし今、竹張りということで、漁獲高も本当に少なくなって、生活も本当に苦しくなっております。何で開口板がいかんのか。他県では、瀬戸内とか徳島なんかは開口板がオーケーということになっております。そこらへんも、やっぱり突いていってもらいたいな。まず、そこをやってくれないかなということなんですけれども。

どうでしょうか。

議長（山崎正男君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西文明君）

それでは再質問にお答えします。

私も昨年の4月から、この担当課長となったときに現場をかなり歩くというか、その中で非常に漁業者から沖合底引網のことであるとか、小型底引、いわゆる手繰り漁業の方々の方々の漁獲高が漁法変更によって非常にこう少なくなったという話をお聞きしております。特にいろんな沖合底引にはその深海延縄、アカムツとそれからいわゆる小型底引、そしてシイラ付け等々、非常にかぶるところがございまして、非常にそこらへんの調整が

難しいかとございます。

現在、高知県においては土佐清水と興津において、そういう他県、具体的には愛媛県とのトロール業界との懇談会が2年に1回の頻度で行われております。その中で、かつて昔、大きな問題、愛媛県との問題が勃発したときに、そういうような操業協定、あるいはそういう調整会議を頻繁に昭和51年度から行っておりまして、現在はそういう調整会議もやる中では一定のルールが守られて、本県の沖に来たときには必ず土佐清水、そして興津には連絡が入るということになってます。興津漁協につきましては、現在佐賀市場の方へ水揚げしておりますので、そういう経過の中に漁協が入って、そういう入野、あるいは佐賀地域の方々の声を協議会の中で出していきたいというふうに思っております。

それから、その底引網の漁手の変更、取り方については、漁業調整委員会等もありますのでそういう声を出していただいて。なかなか変わったばかりで、なかなかそういう調整の中で起こったことですからなかなか難しいと思いますけれども、そういう声は続けながら、しかるべきときに要望もしていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

澳本君。

5番（澳本哲也君）

ありがとうございます。

何といても、その漁業の平等性というものをやっぱり強調していってもらいたいなと思っておりますので、よろしくをお願いします。

そして、もう1点。大事なのはやっぱり後継者。ここにも書いてますけれども、後継者を守るという意味でもやっぱり県の方にはしっかりと要望していただきたいと思っております。

それで来年度、また入野の方で1人、新規の漁業者、跡取りということで、また町の方にはお世話にならないかんがですけども。何で万行にこういった後継者がいるのかということも、もう一回執行部の方たちにもやっぱり分かってもらいたいと思います。もう分かっていると思っておりますけども、やはり他県へ就職していても、やはり部落差別という現実からはやっぱり逃げられない。どうしても、そのことに関してやっぱり嫌になってくる。どうしてもふるさとに帰ってきたくなる。そういうふうな感じで、入野、万行には今20代の漁業者もいます。そういうことで、後継者の問題に対してももっともっと、漁場を守るという意味でも積極的にやってもらいたい。

そして、横浜の若者も今現在、瀬戸内の汽船の方にも行っています。その人たちが帰ってきて即漁業ができるような、そういった漁場をこれから自分たちは守っていかなければならない。そういうこともありますので、そういう面からしっかりと漁場を守っていただける取り組みを、町をはじめ県の方にしっかりと要望して行って、また新たな施策もやっていってもらいたいなと思っております。

課長、どうですか。その点で。

議長（山崎正男君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西文明君）

再質問にお答えします。

今、議員の言われた、本当に喫緊の課題だと思っております。特に漁業後継者の問題は、入野は幸いにして現在漁業研修生が2人ということで、来年度から1人ということなんですが、非常に、そういう底引漁業に対

しても漁獲高が少ないということは、そこでご飯が食べれないということでもありますので、本当にそのことは課題として考えておりました。

なかなか、即効性はなかなかないわけですがけれども、地道にその漁業者と声を聞きながら精一杯取り組んでいきたいと思っております。

議長（山崎正男君）

澳本君。

5 番（澳本哲也君）

ありがとうございます。しっかりとやってくれと。そして、自分たちも情報収集をしっかりと漁業者の方に伝えていってやっていきたいと思っておりますので、よろしく願いを致します。

それでは次、2 つ目の漁業についてです。チリメン漁についてです。自分たちはこれをマイサカと言いますが、昔は相当おりました。数十年、20 年、30 年ぐらい前には、田野浦と入野で大体 50 組以上の、このチリメンの漁が出ておりました。しかしここ最近、もう本当に 10 組もおらない。そういうような現状です。もちろん後継者問題もありますが、20 年ぐらい前に突然このチリメンがこの沖から姿を消して、もういきなり不漁になったということもあります。

そして、自分たちが危惧（きぐ）しているのはやっぱり、この今年に入ってもう 5 日も出ていないと思います。調べてみると、2 日だそうなんです。すみません。2 日しか出漁してないそうです。沖にはチリメンがいるのに、出漁できないという現実があるそうです。それはなぜかという、やはりその加工業者との関係もあるみたいなんです。加工業者は、もうこれも後継者の問題です。加工業者が、本当に後継者もおらん、高齢化になって、あまり意欲じゃないけれども、体力的にもなかなか厳しくなっているんじゃないかと僕は思うんです。

そういった中で、これも担い手の育成ということで、急務に取り組みを町と一緒にやっていかなければならないと思っておりますけども、まず、そのところはどうか取り組んでくれるでしょうか。

よろしくお願ひします。

議長（山崎正男君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西文明君）

それでは通告によりまして、漁業の現状についてのカッコ 2、チリメン加工業に関する質問にお答え致します。

黒潮町におけるシラスの流通につきましては、入野地区、田野浦地区の、いわゆるシラスパッチの漁業者が漁獲した生鮮シラスが田野浦漁港において掛けられ、おおむね落札され、そして釜ゆで、乾燥、天日干し等の加工が施されております。販路につきましては、個々のルートにて販売していると把握しております。中には小売店への直販を実施している方もおり、売上高や経営状況等については統計的な把握はしておりません。しかしながら、水揚げから 2 時間以内で釜ゆでしたり天日干ししたり、それぞれ加工法にこだわりがあるというふうに思っております。

一方で、シラス漁期に期して近年は漁獲が非常に不安定であり、かつ、すぐに釜ゆでを施さないシドロメ等として販売しなければ、漁獲としてその価値がほとんどなくなってしまうという特性があり、漁獲は素早くその資源を最大限無駄にしないような加工づくり体制が必要だと考えております。

しかしながら、現在の加工業者の皆さまが持たれているこだわり等を無視して生産性向上等の取り組みを実施すれば、ブランド価値の低下を招き、現在の魚価の低下につながりますので、今後は加工業者および漁業者双方とよく話をさせていただいた上で、今後後継者対策をどのような支援の在り方があるのか検討させていただ

だきたいと思っております。

議長（山崎正男君）

澳本君。

5 番（澳本哲也君）

話し合いをやってくれるということで、本当にお願いをしたいと思えます。

ブランド化、天日干しでやっているというがもちろんそうながですけども。沖に魚がいるのに、今日はもうこれまでで終わりというようなこともあります。そういうこともしっかり話してもらいたい。

安芸なんか釜揚げで自動化の乾燥機を導入してやっていたり、愛媛県だと伊方町なんか、そういうふうなすごい数字を上げているところもあります。そういうがらあも勉強してやってもらいたい。

そして、加工業者のことながですけども。せっかく大方にはまた大敷網なんかもあります。そこらと協力し合って、また新しい生産性を生む付加価値を付けた商品の開発等もあると思えます。

そこらへん、産業推進課長、どう思っておられるのでしょうか。まずお願いします。

議長（山崎正男君）

産業推進課長。

産業推進室長（門田政史君）

それでは澳本議員の再質問にお答えをしたいと思っております。

新たな商品開発であったり、後継者のことであろうかと思えますけれども。まず、海洋森林課長が申し上げたように、現状把握が必要ではなかろうかと思っております。後継者のことで申し上げますと、その事業の継続を希望しているのか。また、その後継者がいるのか。また、承継するためには足りないものは何なのか。また事業を行うために必要なもの、そういったことの把握が必要かと思えます。

現在、商工会にもご協力をいただきまして、町内の商工業者の実態調査を実施しているところでございまして、その中でも事業継続の見込みであったり、後継者の有無、また今の困りごと、そういったことも聞き取りをするようになっておりますので、そういったデータも参考にしながら検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

澳本君。

5 番（澳本哲也君）

お願いします。

それと、さっきも言ったように、大敷網と底引網である安価な魚がございます。そこらへんに本当に付加価値を付けて、もっとう収入にできるようなものはないやろうか、そういうことらあもやってもらいたいと思えますし。まず、ふるさと納税なんかでも、まずそういうところも取り組みできると思えます。ぜひとも課長を中心にそこらへんやってくれるよう、お願いを致します。

次に移ります。ちょっと話が変わりますが、保育料についてでございます。

国は子育て支援ということで、無料化にいつになるかなと思うて見ようがですが、なかなかそれが聞いてこれながですけども。当町において、市民課税区分が8階層ということで、徴収をしております。しかし、県の自治体では18階層とか、少なくとも13、東京なんかは40階層もあるそうながですけども、当町の場合は8階層で4万8,600円。課税がですよ。市民課税の区分が4万8,600円から、いきなり9万7,000円に飛ぶんです。そこでその保育料が、その1万円違うんです。そこで、いきなり次の年には1万円高くなったり、収入がちょっと上がったなら、下がったときには1万円安くなったり、そういうような現状があります。しかし、そ

の階層が多い所では4,000円、5,000円とか、そういうふうにきっちりまた細かくやってくれております。

そういうことで、どうにかこれを他の市町村と一緒に、近隣の市町村と一緒にこういうふうには、22階層とかそういうのじゃなしに、もうちょっとこの中を4万8,600円から9万7,000円の間を、もうちょっと細かく区切ってくれないかなと思っておりますが。

まず、この上限の金額をせつかないような形で、どうにかこの3つぐらいに区分できないだろうかということ、まずお尋ねをします。

議長（山崎正男君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

それでは澳本議員の保育料についてのご質問に、通告書に基づきまして答弁をさせていただきます。

黒潮町が定める保育料の階層区分につきましては、全10階層、そのうち市町村民税の課税世帯につきましては8階層に区分をして、それぞれに保育料を定めております。

この階層区分につきましては、県内自治体においてもさまざまございまして、概して人口規模の大きい市や町ほど階層区分が多くなっていく、そういった傾向にございます。

ご指摘のとおり、黒潮町の保育料は市町村民税所得割課税額が4万8,600円未満、その次の階層が9万7,000円未満の世帯で区分をされており、両者では保育料の月額にはほぼ1万円の差がございまして、所得の差があまりないにもかかわらず、保育料の差が大きくなっていると言えます。さらに、この2つの階層に該当する世帯の数が比較的多いという状況にもなっております。

このため、教育委員会におきましてもこの部分の階層区分を見直し、保護者の所得状況に応じた保育料負担となるように保育料表の見直しを行っているところでございます。ただ、これにつきましては当然町の一般財源を伴いますので、具体的にどのような形で階層を分けていくのかということについて早急に検討を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

澳本君。

5番（澳本哲也君）

早急に見直しを行っていくということで、本当にありがとうございます。

それと、教育長すみません。この別表第2ですよね。別表第2のこの保育料の表ですけども、保護者にはきちっとこれは渡しているのでしょうか。渡してますかね。

そこらへんどうでしょう。

議長（山崎正男君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

再質問にお答えを致します。

この保育料の別表2でございますけれども、保育所へ入所する際にですね、入所のしおりということで保育料表を含めて、まあ居残りに係ることとか、具体的な保育の時間とか、細かなものを保護者の方にお知らせをしております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

澳本君。

5 番（澳本哲也君）

それですね、できたらこう1年に1回ぐらいはもう1回この保育料のことを考えてもらいたいということで、できたら4月当初にもう1回配布してもらいたいと思うがですけども。

結構ね、入所したときにはもろうたかもしれませんけども、分からないという保護者、結構おるんです。だからこれをもう1回、4月の決定した時点で、もう1回これを配布していただくということはどうでしょう。

議長（山崎正男君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

お答えを致します。

入所の際にお渡しをしております、そういったものが年度の途中でどうしても必要という保護者がおられれば、当然また再度発行すると。お配りをするということはしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

澳本君。

5 番（澳本哲也君）

黒潮町は在宅の保育に第1子、第2子は2万円というふうに、なかなか先進地的な取り組みをやってくれております。そしてその四万十市のその保護者の人たちが、えっ黒潮町でそんながあるがですかと聞かれるときもあります。いいですね、本当に黒潮町引越そうか。ぜひ来てくださいということで、よく言ってるんですけども。本当に子どものことをもうひとつ踏み込んで考えてくれたらうれしいと思いますので、どうか早急な見直しをよろしくお願いを致します。

次に移ります。手話についてです。

手話、イベントや講演会など、町は今現在も手話の通訳の方を付けて付けておられます。

しかし、日々役場などに、やっぱり耳の不自由な方が来たときの対応はどうなっているんだろうかということ、まずお尋ねを致します。

議長（山崎正男君）

住民課長。

住民課長（藤本浩之君）

それでは通告書に基づきまして、澳本議員の3番、手話についてのカッコ1番、日々役場などに来たときにどういう対応を取っているのかということについてお答えを致します。

議員ご質問の手話通訳を必要とされる視聴覚対応障がい者への対応について、議員もご存じのとおり、黒潮町の行事で手話通訳などを実施している者は、黒潮町町民大学の全講座をはじめ、部落差別をなくす運動の強調循環や大方人権まつり、横浜開放まつり、黒潮町人権教育研究大会など、年々増加をしております。

また、日常業務における視聴覚障がい者への窓口対応につきましては筆談による対応が一番多く、その次に読唇術やジェスチャー、手話による対応を行っております。現在の対応でいいのかということ、筆談が苦手な視聴覚障がい者もおられますので、来庁した場合には窓口対応が困難になることが想定されております。そこで手話にも対応できる窓口体制を整えておく必要があるとは思いますが、しかしながら、日常会話レベルの手話を習得するためには、手話方針養成講座などを受講して学習し訓練をしなければ習得することが困難であると思っております。

従いまして、視聴覚障がい者への窓口対応につきましては筆談を主体とした対応を続けていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（山崎正男君）

澳本君。

5 番（澳本哲也君）

課長、すみません。まず課長にですね、手話サークルというのが黒潮町にあるが、まず知っておるでしょうか。

お願いします。

議長（山崎正男君）

住民課長。

住民課長（藤本浩之君）

澳本議員の再質問にお答え致します。

その手話サークルについては存じております。

以上です。

議長（山崎正男君）

澳本君。

5 番（澳本哲也君）

毎週火曜日に、いろんなことをまた勉強したり、手話をやっておるんです。こないだ僕が行ったときには、耳の不自由な方の昔からの歴史、そして差別に遭ったというような、そういうふうな学習の場にしておりますけども。

まず、そういった所に職員の方がある程度一緒になって参加して、手話のまた学習をしたり、そういった耳の不自由な方とのどういった対応が一番いいのか、というような対応もできると思うんですけども。

まず、その手話サークルに行政としてある程度参加していただいて対応をしてください、というのはどうでしょうか。

議長（山崎正男君）

住民課長。

住民課長（藤本浩之君）

澳本議員の再質問にお答え致します。

手話サークルの参加につきましては、既に参加をしておる職員も何人かおると思います。それで、なかなかこれは任意の活動ですので強制はできません。で、しかしながら、先ほど申しました手話方針要請講座となりますと、これはすごく時間が掛かって労力を要します。

けれども、一番大事なのは簡単なあいさつ、ありがとうございますとか、気を付けてお帰りくださいとか、そういう簡単なあいさつを手話でできるような職員が増えることによって、聴覚障がい者の方だけではなくて、来庁される方皆さんに優しい対応ができるような職員になるだろうというふうに考えますので、そういう相手の立場に立った窓口対応ができる、そして動けるといような職員を養成するような研修を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（山崎正男君）

澳本君。

5 番 (澳本哲也君)

まず、手話は言語であるということを、そのとき僕は初めてこの言葉を聞きました。どきっとしました。本当にこういう認識が自分にもなかったなと本当に思ったです。やっぱり一人一人がお互いを理解して、人格と個性を尊重し合い心豊かに共生するという社会づくりが、やっぱりこれからも特に大事になってくると思います。

で、高知市なんかは手話言語条例ですかね、これをしっかりと作っておる。そして、全国で言いますと 135 の自治体がこの手話言語条例をちゃんと作っておるというふうに思っております。そうしてこの黒潮町も将来、できたらこの手話言語条例を作っていかなければならないと、自分たち議員は思っております。

そして、先ほども筆談ですかね、筆談の対応とかそういうふうのを言いよりましたけども、今はなかなかいいもんがありまして、IT を利用してタブレットを利用してやるとか、そういうふうなやり方もあると思うんです。そういった工夫もこれからまた必要じゃないんでしょうかということを感じるんですけども、どうでしょう。

議長 (山崎正男君)

住民課長。

住民課長 (藤本浩之君)

澳本議員の再質問にお答え致します。

タブレットなんかを利用して手話の対応をとということでございます。既に横浜市の方では、その端末機を使って実用化をされておるというふうに聞いております。

ただ、大都市で実施されておることですので、黒潮町でどのように適合できるかということにつきましては、これから研究をしていきたいと思っております。

以上です。

議長 (山崎正男君)

澳本君。

5 番 (澳本哲也君)

研究をぜひともやってもらいたいと思います。

今日もなかなか、自分の質問に対して前向きに答えてくれたんじゃないかなと思っております。

以上で僕の質問を終わります。ありがとうございました。

議長 (山崎正男君)

これで澳本哲也君の一般質問を終わります。

次の質問者、藤本岩義君。

3 番 (藤本岩義君)

それでは議長の許しを得ましたので、質問を致します。

まず第 1 問目ですが、4 年ほど前ですか、それから医療の問題の対応を町の方に促してきたつもりですが、現在の黒潮町の医療の状況をどのように考え、黒潮町の地域医療はどのように計画をされ進めていくおつもりでしょうか。計画書ができておれば示していただきたいと思います。

第 7 期黒潮町高齢者福祉計画・介護保険事業計画の 30 ページ第 3 章には、黒潮町版包括ケアシステムの進化に向けて、2 ページにまたがって記載があります。医療との連携が必要と書かれておりますが、このことについては 20 数前から言われていることですが、本当に連携を図っていかれる考えはあるのでしょうか。

この中で唯一の公立公営の医療機関である拳ノ川診療所の位置付けが見えてきません。どうしてでしょうか。

また、拳ノ川診療所は現在、幡多医師会長や医療センターの先生方に大変お世話になり、4診療日が確保され、献身的医療で地域の住民も一安心はしているところですが、先生方には、県内各地の派遣などもあることから相当ご無理を掛けていることと思います。この場を借りて、感謝とお礼を申し上げたいと思います。

黒潮町では地域医療の要として常勤医が不在になりしばらくたちますが、どのような募集活動をされてきたのか具体的にお伺いします。

議長（山崎正男君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（川村一秋君）

それでは藤本議員の一般質問の1、黒潮町の医療構想についてのご質問のカッコ1、黒潮町の医療計画、構想は出来上がったのかについて、通告書に基づきお答え致します。

平成28年3月議会定例会において、藤本議員から地域医療の計画、筋道を立てるべきとの質問がありました。黒潮町の医療福祉体制構築として、内部的に取りまとめを行っているかと答弁しています。

行政として取り組むべき方向性を取りまとめた医療福祉構想はできていますが、県の災害時の医療救護計画とも関連することから、県の災害時の医療救護計画が平成29年度に改正されることなどから、住民の皆さまと協議しながら、地域の実勢や主体性に基づき地域の特性に応じて作り上げた地域医療計画、構想には至っていません。しかしながら、医療体制の確保等につきましては、関係する課長で情報交換や協議を行っているとともに、近隣市町村の連携も必要になることから、災害時の医療救護所の協議を行っています。

医療構想の策定につきましては、介護保険制度の医療と介護の連携の課題と内容的にも重複することから、介護保険の医療と介護の連携の検討の中で町の医療構想につきましても策定するよう検討をしたいと考えています。

以上です。

議長（山崎正男君）

地域住民課長。

地域住民課長（矢野雅彦君）

おはようございます。

それでは藤本議員ご質問の、黒潮町の医療構想についての1番目のご質問の後段、拳ノ川診療所の医師確保について、通告書に基づきましてお答えをさせていただきたいと思います。

拳ノ川診療所につきましては、平成27年8月から所長として勤務しておられました常勤医師が、一昨年（平成28年）1月31日付をもって退職をされました。一昨年（平成27年）1月に常勤医師が退職して以降、常勤医師につきましては不在の状況が続いております。平成27年8月から所長として勤務しておりました常勤医師は、わずか6カ月という短い期間で退職されたところでございます。

このことは、医師不足の著しい現在、来ていただける医師を捜すということだけでは、問題の根本的な解決に至らないというように考えております。いずれに致しましても、雇用してもすぐ退職するということが起きますと、拳ノ川診療所に対する風評や評価が下がり、さらに雇用を難しくするという状況が生じていると考えております。こうした悪循環を断ち切るためにも、もっと腰を据えた対応が必要であると考えておまして、医師募集に対する問い合わせ等があった場合の対応方法を改め、地域医療に対応していただけるかという質問を投げ掛けることと致しました。

具体的には、拳ノ川の医師住宅に居住していただくこと。訪問診療等をしていただくこと。夜間診療に対応していただくこと。以上の3つを条件として、提示させていただいているところでございます。

しかしながら、昨年の医師募集に対する問い合わせに対しては、先ほどの条件を出したとたん声の調子が変わり、そうした条件を了承していただける先生は、現時点ではいらっしゃらないというのが実状でございます。こうした状況の中で、当面は、医師の募集は継続しながらも、現在の代診医師の体制の拡充を図ってまいりたいと考えております。

現在、月、火、木、金曜日は診療ができておりますので、残りの水曜日に診療していただける代診医師について、拳ノ川診療所長であります澤田先生と協議を行っているところでございます。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

藤本君。

3番（藤本岩義君）

前から言いよった医療計画といいますが、そういうのが黒潮町にきちっと腹をくくった方向性、これをやはり持ってないと。先ほど診療所の医師募集のときも、ただ問い合わせがあったときに、夜間診てもら。それから、往診等もお願いしますとかいう話だけのことでなかなか難しいと思うんですよ。やっぱりその黒潮町の熱といいますが、そこが見えないと、やはりそこに感動する医師も少ないがじゃないかなと思います。黒潮町の意気込みをやはり見せるということも必要です。何いいますかね、先ほど言った地域医療計画という構想というのは、やっぱり黒潮町としてこういうように持っていきたいというところがやはり明確にすべきだろうと思うんです。一番先そういうことを、医師もいないですけども、拳ノ川診療所の医師だけじゃありませんので。町内には3カ所の医療機関ありますので、そこを協議もしながら、やっぱり医療構想というのは持つておくべきじゃないですかね。

県は28年の12月ですけども、こんな厚い医療計画をきちっと作ってますよ。そういうことを基にいろいろ、さっき言うた包括ケアシステムなどもそこから発生をしてきておると思うんです。考え方としては、やはりそういうような構想も、やっぱり腹を持ってないと、医師もただ電話でそんな話を、問い合わせが掛かってきたとき、今おっしゃられたようなことではやはりなかなか、行ってみろうか、取りあえず話でも聞いてみろうか、ということにはならんと思うがですよ。もうちょっとその付近を考えてほしいなと思ひまして。

前にも言いましたように副町長を、町長は忙しいですから副町長を筆頭に関係の傘下で、やっぱり医師今後どうすべきかとかいうことをやっぱり検討しながら、それに合わせて医師募集のことも相当論議もしてもらいたいし、今の本当に澤田先生等にお世話になって、何とか今4診療日を拳ノ川診療所やってますので、住民の方も先ほど言いましたように一安心ではありますが、やはり今後のその包括ケアシステムも考えたときに、やはりそこに定住した先生であればいろいろな、主治医として、ホームドクターとしてそこが活用できるということが加わってきますので。

それともう一つは、町内の介護予防の計画、いろいろされると思うんですけども。介護予防も今回介護保険が6,508円でしたかね。6,508円の部分を、町長がこの前委員会の中でも言われたように、その介護予防をすることによって、ある一定の介護保険料が下げれると。基金と両方合わせてそれぐらい本来は計算上になるけれども、そういう介護予防の効果と、それから今言いよった基金の方とで、合せて6,100円に下げてるという話も聞きました。非常にうれしい話でありますけども。やはりその介護予防をするに当たっても、やっぱり拳ノ川診療所は唯一の公立診療所ですから、その先生方に各地域もたまには出向いていただいってもらうとかいうような計画もして、予防医学といいますが、そういう付近を大にこう進めてほしいなと思うがです。そういうことに熱意を持っておられる先生も全国の中には多分おられると思うんですけど。そういうところも、やっぱり発掘していかないといけないのではないかなと思っております。

その付近はどんなに、募集計画やその医療計画とかいうことを含めて、どうも納得できるような回答じゃございませんでした。

もうちょっと突っ込んだ中身を教えていただきたいと思います。

議長（山崎正男君）

地域住民課長。

地域住民課長（矢野雅彦君）

藤本議員の再質問にお答えを致します。

黒潮町の医療構想ということではございませんけども、黒潮町の医療の確保については町としての方針を検討してまいりました。この検討はあくまでも内部的なものでございまして、まだ完全にできているということではございません。拳ノ川診療所の医師確保の計画につきましては、拳ノ川診療所の医師、医療の確保という観点から検討をしているところでございまして、先ほどの答弁はその内容に沿った形でご答弁をさせていただいたところでございます。

検討につきましては、健康福祉課、住民課、地域住民課の3課長による医療関係協議会という形の名前で立ち上げまして、平成28年の7月から協議を始めて、今まで15回ぐらい協議を行ってまいりました。先ほども申し上げましたが、この協議検討はあくまでも内部的なもので、まだ完全にできているわけではございませんが、今後も検討を進めてまいりたいというように考えているところでございます。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

藤本君。

3番（藤本岩義君）

もう相当期間がたってますんで、もう少しその検討、具体的な中身がある。

県下にもいい参考例があるがですけど、これを町に置き換えて、やはり町はこういう形でいろいろ方針といいますか、そういうのを考えていくということにすれば、これも参考になると思います。よその町村もできている部分もあると思うんですよ。先進の所ではね。これどうやっていくかいうがをきちっとやっぱり早うせんと。募集する募集する言うても、今地域医療やってくれ言われたら、そのものが理解されてないがじゃないかなど。こちらから電話一つやってもですね、その熱意が感じられておるかなと思います。

一つ古い事例になりますけど、拳ノ川診療所に疋田先生がやっておられて、地域医療といえますかそういうのをやっておられて、よその町村から結構視察に来ておりました。その中で、近くの西土佐の村長も当時来られて、しばらく保健センターの職員や先生らと話しておられて、この方法が一番医療費を下げていくとか、地域の住民のためになるということで村長以下相当努力をされて、県外へも行って、そこの中でそういう地域医療について熱心な先生を捜し当ててですね、そこでその先生に懇願をし、その受け皿としてはこうこうしていくというような折衝もあったようですけども。そして、やっとなら西土佐の方にその先生を迎え入れて、西土佐の地域医療が発展したという経過があります。やはりそれぐらいの熱意を持ってやっていけば、その向こうの地域であっても、もう一つ新しい所で地域医療を根付かせたいという先生方もおると思うんですよ。そこを、やっぱり基になるところをしっかりとしてほしいなと思います。

課長等で何回かやったそうですけども、やっぱりそこで副町長も入ってもうちょっと進めることは、副町長できますかね。前から言うように、そこをやっぱりきちっとできないんでしょうかね。何か、あんまりすっきりいかんがですが。やりゆう言うても、そればあ回数やってどんな形にできたか。ある一定の概略の書面でもいいんですけど、示してほしいと思うんですけど、それ示せれないようなまだ内容ですか。

議長（山崎正男君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは再質問に答弁させていただきます。

医療構想とか医療計画とかになりますと、拳ノ川診療所の常勤医をどうやって確保するのかっていうのは一つのパーツにしか過ぎません。黒潮町の現状の一番自分たちがとらえなければならないのは、総合病院を有しておらず、かつ、町域面積が広くて過疎が進んでいく中で総合病院の代替機能をどう確保していくのかというのが、自分たちにとって最大の使命です。従いまして、黒潮町は他町にないような新しい福祉ネットワークを一枚かぶせるという構想も7年近くやってまいりましたし、その高度運用を掛けるタイミングに来たと思っております。これからは医療と介護との高度な接続のフェーズに入っております。これがまず第一です。

で、この構想は現在取りまとめております福祉計画の中でしっかりと表現をさせていただきたいと思っておりますけれども、細部については、特に医療は外部資源によって相当コントロールをされることになっていて、自分たちの思いだけですべてが解決できるということにはなっておりませんで、こちらの方は圏域であります幡多医師会の方にご指導いただきながらと、まずこういうことになろうかと思っております。

その上で、一つのパートであるその拳ノ川診療所の常勤医の問題です。現在、議員からもご指摘いただきましたように、医療センターからは澤田先生、それから幡多医師会からは会長の木俵先生にお越しをいただいて、回診をしていただいているところです。例えば、他県からの常勤医をお迎えするよりもはるかに優れている部分もございまして、それが高度な医療センターと接続でありますとか、医療圏域であります幡多医師会所属の病院への接続でありますとか、こういった機能は、むしろ人脈のない他県からお医者さんを迎えるよりもはるかに高度な機能だと自分たちは考えています。

それからまた、人口がどんどんどんどんこれから減っていくわけです。そういったときに、拳ノ川診療所と佐賀診療所のすみ分けをどうするのか。これも大きな問題になっています。佐賀診療所の方は、ご存じのとおり祥星会の方にお願いをしております、今献身的に地域医療を進めていただいているところです。ただし、医療法人といえどもボランティアでやっているわけではないので、しっかりとした医療圏域の中で医療人口をしっかりと確保されなければ、撤退ということも当然あり得る判断です。従いまして、その機能をどう配置してどうすみ分けていくのかというのは、全体の中で話し合わなければならない問題でして、これは相当時間を有します。

といいますのも、佐賀診療所にはまだまだこれから高度な機能が、付加をいただきたい機能が自分たちの中にはございまして、そのお願いもやっていかなければなりませんし、その過程の中で先ほど申し上げた、特に佐賀地域の中での医療のすみ分け、これをどう進めていくのか。そうなりますと、まず、本当に地域医療に熱心な先生が常勤医として来られることについては、自分たちは歓迎をしたいと思っております。ただし、その可能性が低いのであれば、今の現行体制でしっかりと拳ノ川診療所の医療圏域の皆さんの、まずその医療ニーズに対応すること。それから、次は佐賀地域全体の、そしてその次は、黒潮町全体の医療構想ということになっておりました、これはもうちょっと時間がかかります。これは決して議論を進めてないわけではなくて、先ほども申し上げましたように、外部ファクターによって相当コントロールをされる部分があって。県と違うのは、県はその外部ファクターをある一定自分の所々有しているの配置ができるという、そこに市町村と県の違いがございまして。

従いまして、この場で現行ここまで進んでいますという医療構想の書面での提出ということには至りませんが、しっかりと議論をさせていただきたいと思っております。

議長（山崎正男君）

藤本君。

3番（藤本岩義君）

議論はずっと進めておられるということですので。

まあ当然、町長が今おっしゃられたように、医師不足ですので、なかなかその医師をずっと雇用してくるとするのはまた難しいし、拳ノ川地域に合う医師というのも、それも少ないだろうと思います。ただ、黒潮町が全体から見れば拳ノ川の診療所はささいな所かも知りませんが、やはり高齢化率もものすごく高くなってきてますし、特に2025年の問題らも出てくると、我々も含めそこにお世話になる率が高くなってきます。いろんな面で一次医療だけをそこをしますとですね、今の状況でいいかも知れませんが、ただ、私が言いようのは、やっぱり拳ノ川診療所は町の直営の診療所ですから、そこにやはりそういう地域医療の相談にもなれる、核となる先生を育ててほしいし、呼んできてほしいわけです。

高知新聞にも載っていましたが、何名ですかね、相当医師も高知県内でも研修する先生が増えてきたと。喜ばしいことです。拳ノ川診療所にも専門研修医もいっぱい来られておってですね、非常によくやっておられましてうれしく思っておるんですが、そういう先生方が増えてきますと、数年後にはある一定の確保できる体制もできてくるのではないかなと思います。それに向けて、今すっとはなかなか難しいかも知れませんが、募集の計画はありますか、こういうふうに働き掛けていくとかいうようなところも必要じゃないかなと思います。高知県は日本一の長寿県を目指しておりますので、今年度の予算も434億ですかね、予算化して、在宅や入院介護など、必要になった支援について機能をやっぱり高めていくと書いてますが、今町長がおっしゃられたように、人材がありますので県の計画というのは紙に書いていくことはしよいですけども、黒潮町は残念ながらおりませんので、なかなかその付近は難しいと思いますが、やはりそのことを、町長が言われたことも中身にはめながら、やはりどういう形で募集していくか、そこで先生がおるからまあ良きとするがじゃなくて、必死になってですね、やっぱりその付近も探してほしいと思います、やっておられると思うんですけど、必死になってやってもらいたいし。

そのためには、前から言いようように、そういう先生が来てくれなくてもその先生の一生懸命やってくれよう先生の知り合いとかであれば、比較的こう安心して呼んでもらえるかなと思いますので、ぜひそういうコンタクトは副町長を筆頭にその3人の課長でグループをつくっていただいて、いろんな機会にそういう接触をしていただきたいと。それがまず第一じゃないかなと思います。

例えばですよ、例えば全国国保の地域医療学会というのがございます。1回目は東京で開催されて、今年で58回目。10月5日から6日に、アスティとくしまで地域医療学会が開かれます。そういう学会にはそういうことを専門に、ああたこうだと中身は細かいことは分かりませんが、議論をされる学会だと思ってます。いろんな事例もあろうと思いますし、いろんな町村からも来られますし、市町村の職員も、その中で発表されたこともあります。拳ノ川診療所するときも、看護師とか事務の方も行かれたと思うんですが、そういう近くで今回も医療学会が開かれますので、そういうところへ行って、その3人の課長か、副町長かを含めてやっぱり行って、そういうところで関係しちよう医師とのコンタクトすることによって、やっぱり前が開けてくる可能性としてはあると思うがですよ。そういう努力をしてほしいと思ってるんです。

ほんで、当然国保診療所を持つ黒潮町も参加資格ございますので。参加料というのは1万円ぐらいでしたかね。参加料1万円ぐらいだったと思うんですが、こんなパンフレットもあって、地域包括ケアで日本の未来を切り開こうと。全く保健福祉計画の中に載っておる中身はここに検討されるわけですよ。負担金は1人1万円だそうですけども。

それで、看護ステーションで夜間は何とかするという答弁が、前に地域住民課長からあったようですけども。この間の高知新聞を見ますと、黒潮町には看護ステーションはないと。訪問看護はしようことはちよろっと聞いてましたので、高知新聞にそれは対象にならないのかというて聞いたら、県の方に問い合わせると訪問介護ステーションとしては機能してる所はないということでした。

先ほど町長から課長が言われておったように、今4人の先生にやっていただいておりますので、拳ノ川診療所もスムーズにはいってると思うんですけど。やはりこの訪問介護ステーションあたりをつくれれば、比較的つくことはあんまり難しいことじゃないかなと思うんです。佐賀の方につくっていただいてもいいですし、拳ノ川診療所につくっていただくこともいいと思うんですが。

そういう形で、空いた所を補う。みとりも含め、今後はネットとかそんなもんで診断もできるようになってくるようですので。

それは、そういう構想の中には考えられませんか。

議長（山崎正男君）

地域住民課長。

地域住民課長（矢野雅彦君）

藤本議員の再質問にお答えを致します。

訪問看護ステーションにつきましては、以前ご回答させていただいたのは佐賀診療所についての質問の中でお話をさせていただいたと記憶しております。佐賀診療所の方では当初訪問看護ステーションを設置する予定でございましたけども、ちょっとなかなか申請の段階でいろんな条件も付いてくるということもあって、今ちょっと中断をしている状況にあります。

ただ、訪問看護ステーションという名前ではないですけども、佐賀診療所の2階に訪問看護ステーションという看板というかそういうものを掲げる予定だった部屋には2名の訪問看護の看護師が常駐をしております、訪問看護自体は実施をしているという状況でございます。去年の10月ごろからだんだん始めまして、現在は毎月90人前後の方を、延べですけれども訪問をしているというようにお聞きをしているところでございます。

それから、拳ノ川の診療所に訪問看護ステーションをというようなお話がありましたけども、拳ノ川診療所については訪問看護ステーションを設置するような予定は今のところありません。拳ノ川診療所では現在どのようにしているかと申しますと、くぼかわ病院と提携をしまして、訪問看護が必要な場合はくぼかわ病院から訪問看護をお願いするような形を取るようしております。

現在、この間そういう方もいらっしゃるような状況にあったんですけども、ちょっと残念ながらお亡くなりになったりして訪問看護自体は実施がされませんでしたけども。そういうような体制を取るような形にしております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

藤本君。

3番（藤本岩義君）

現在90名ですかね、佐賀診療所が対応しておるようですけど。

訪問看護ステーションにしてないと、例えば拳ノ川診療所の担当しておる患者さんが在宅でおられるときの分はできないがじゃないですかね。できますかね。窪川は訪問看護ステーションを持っていますので、主治医が拳ノ川診療所であっても、今おっしゃられたように来られるということになると思うんですが。そういうステーション式にすれば、例えばこの拳ノ川管内だけじゃなくて私は、先ほど言いよったように訪問看護ステーシ

ョンであれば黒潮町全体をカバーしながら。それでいけば、先ほど言いよった介護保険料もそういう形でいけば逆に安くなってくる、在宅で見られる方も増えてくるんじゃないかなと思います。長期療養型の病院もベッドを選べとかいう形になってきておりますので、今から先、在宅の方も増えてくると思うんですけども。そうしたときにそういう計画も、佐賀診療所で作っていただいてもそれは結構、そこへできれば一番いいと思ったわけですけども。今のところ申請とかそんなことで今中断しておるということですので、やられるんですしたらそれでもいいと思うんですけど。この黒潮町全域を、中村の方から来られる場合もあると思うんですけど、カバーできるようなステーションも計画していった方が、できるだけ介護保険料も上がらなくなってくるがじゃないかなと。今8番目ぐらいですかね、今度高知県から高い方から。

やはりいろんなことを考えながら今後やっていかないと、2025年には8,000、ちょっと金額忘れましたが8,000 ちょっとくらいになってきますので、その付近も考えていただくということはどんなでしょう。看護ステーションの方をもう病院ですとできないのであれば、そういう対応ができないのであれば、看護ステーションを佐賀診療所に働き掛けていただくのか、拳ノ川診療所あたりを中心に、そういうこの黒潮町の介護ステーションをつくっていくとかいう構想は、もうまったく頭の中にはないですか。

議長（山崎正男君）

地域住民課長。

地域住民課長（矢野雅彦君）

藤本議員の再質問にお答えを致します。

訪問看護ステーションにつきましては、佐賀地域の状況でもかなり四万十市の訪問看護ステーションの、車の中にどこそこの病院の訪問看護ステーションというような表示があつたりしますので、入ってきているように思っております。

先ほども申しましたが、拳ノ川の方の診療所は、その当時に多分佐賀診療所に訪問看護自体をやっていない状況であったこともあろうかと思っておりますけども、澤田先生の方でもうくぼかわ病院とのお話をさせていただいております、くぼかわ病院の訪問看護ステーションを拳ノ川の診療所としては利用させていただくような形で計画をさせていただいているところでございます。

実際にも拳ノ川診療所とくぼかわ病院とは、佐賀診療所へ行くよりもちょっと近いぐらいじゃないかというようにも思っておりますし、距離的な問題もないのではないかと思いますので、どうしても町内でというようなことでの必要はないのではないかというようにも思っております。

佐賀診療所が訪問看護ステーションを今後申請に至るのかどうか、ちょっとまだ不明な状況がございまして、ここでそういうことは言えませんが、訪問看護ステーションにすると、一定今余分な経費も要するというようなお話もちょっとはあつたように思いますが、いずれにしても、拳ノ川診療所で訪問看護ステーションをすると、看護師も当然増員とか、いろんな形で経費も掛かってまいります。それに対して、果たして需要があるのかというような問題もあろうかと思っております。佐賀診療所の方でも、最初の方は需要があるのかということも分からないということもあつて、細々と最初にやっていたようなこともありました。そういう中で、今の80人、90人が来ていただいて訪問看護に行っているという状況にはございます。

いずれに致しましても、今後はこの訪問看護ステーションということにこだわらずに、訪問看護ができる体制づくりをしてまいりたいというように考えております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

藤本君。

3 番 (藤本岩義君)

なかなか対応が難しいようですが、やはり総合的に考えてほしいと思うんです。

先ほど言いよった医療計画も含めて、非常に黒潮町医師もおりませんので計画等も難しいと思います。幡多医師会等にもお世話になりながらやっておる状況ですので、本当に難しいと思いますが、やはり医療というのは命を守っていきますので、その付近は本腰構えて、本気度を見せていただいて往診もしていただきたいと思ってますので。黒潮町のあるべき医療の姿というのはやはりどんな形になるかも分かんんですけど、やはり早くまとめてほしいと思っております。

それでは、次移ります。

2 番目の、はたまるネットと書いてますが、これご承知だと思うんですが、今年の 1 月 24 日の高知新聞に掲載されましたのでご承知だと思います。

このシステムが機能しだしますと、重複診療や薬との重複が避けられ、国保の医療費も抑えられ、良いことだと思われま。

数年後には黒潮町にも拡大したいという前向きに考える必要があると思いますが、どのように考えられておりますでしょうか。

お伺いをします。

議長 (山崎正男君)

地域住民課長。

地域住民課長 (矢野雅彦君)

それでは藤本議員のご質問の、黒潮町の医療構想についての 2 番目のご質問のはたまるねっとについて、通告書に基づきましてお答えをさせていただきたいと思ひます。

ご質問のはたまるねっとは、現在、宿毛市、大月町、三原村の 39 の事業所が加入致しまして、医療機関や薬局、介護施設などの事業所を結び、患者の医療介護情報を共有し、患者が IC カードを各施設で提示すると、過去の治療歴などが分かるため、検査や薬の処方の重複が避けられて、迅速な治療や患者負担の軽減につながる事が期待をされております。

はたまるねっとにつきましては、はたまるねっとのシステムの管理を行っている、宿毛市の業者さんから現在の状況をお聞きしました。現在、新聞には 36 と載ってましたけども、現在は 39 の事業所ということでございます。この 39 の事業所の内訳は、病院が 5、診療所が 4、歯科診療所が 2、薬局が 12、介護施設関係が 16 事業所というようにお聞きをしております。

そのうち、医療機関で開示と閲覧の双方向で情報を共有して運用している病院が 2、診療所が 3 でございます。また、閲覧だけの運用をしている病院が 3、診療所が歯科を含めて 3 でございます。

公立の医療機関では、大月病院が双方向で情報を共有して運用しておりますが、幡多けんみん病院と三原診療所は、現時点では閲覧だけの運用をしているとお聞きしているところでございます。

宿毛市の業者さんのお話では、来年度は土佐清水市の事業所に加入を呼び掛ける予定とのことでございます。

はたまるねっとは、本年 1 月 23 日から運用を始めたばかりで、双方向で運用している医療機関はまだ少なく、町としての具体的な検討は現時点では行っておりませんが、今後も、はたまるねっとの状況や、県下の状況等を注視してまいりたいというように考えております。

以上でございます。

議長 (山崎正男君)

藤本君。

3 番 (藤本岩義君)

はたまるねっとなのはについては、この前幡多けんみんへ行っておりましたら、そこでもはたまるねっとなに加入の案内とかそういうのをやられておりましたので、そこでお伺いしましたら、けんみんの方はまだ片方向と。情報もろう。情報を出すところまではまだいってないようです。三原も情報もろうというところだけで、情報を出すのも今メディコムというんですかね、薬のカルテ、レセプトの請求のときに使うデータを出せれないかというような形で検討しておるようにお伺いしてました。三原へ聞きますと。大月は今おっしゃられたように双方向で。金額も 216 万ぐらい掛かるそうですが、150 万を医師会から補助していただいて、大月は運用しておるとい話です。

まだ発展途上のもんですけど、国保の医療費を抑えるにはやはり薬が、何言うかね、家へ行ったらカンカンの中にいっぱいあったとかいう話らも聞きますし、そういうところも防げる一つのシステムじゃないかな。ほんで別々の所へ行って、検査もまだ黙って行けば分かりませんので、そこでまた同じ検査をするというようなことになると、ますます医療費も高くなっていきますし。そういうところを防ぐにはいいシステムだと思います。これが伸びるか伸びんかはちょっと分かりませんが。

高知県も、医療センターあたりもそういう電子カルテ化をして、そういう方向で結んでいこうというような考えで今進めておられる分もあると思います。それと整合性があるかどうかはちょっと私の方では分かりませんが、そういうところも踏まえて今後、やっぱり診療所を含めて拡充が図られていくものではないかなと思いますので、遅れないように研究もしていただいて、補助事業等もこんなところがあるとかいうところも踏まえて研究をしてほしいなと思って今回出させてもらいました。

それで、医療センターから今拳ノ川診療所も先生に来てもらうわけですが、電子カルテ化がまだされてないと思うがです。やはりこういう、はたまるねっとなとかそういうことになってきますと、カルテも電子化すればデータをやはりけんみん、けんみんといいますか、医療センターとかでも相互アクセスといいますか、そういうことができるようになってくると思いますので。

この付近は、電子カルテ化の進めていくという検討もまだ全然されてないんですかね。

議長 (山崎正男君)

地域住民課長。

地域住民課長 (矢野雅彦君)

藤本議員の再質問にお答えしたいと思います。

電子カルテ化というだけではないですけども、はたまるねっとなに加入するためにどの程度のお金が掛かるかというのを私どもも調べさせていただきました。それによりますと、大体電子カルテシステムなどのソフトとかパソコンなどの機器、それから導入設定料などで 350 万円程度というように聞いております。これは程度ということであって、ちょっと幅もあるようございますが。あとランニングコストとしては、保守料金と回線使用料と、そういったもので年間 30 万ぐらいは要るんじゃないかというようございます。

町内の医療機関、拳ノ川診療所も含めて 4 つございますけども、いずれも現時点では電子カルテの導入はされておられません。

電子カルテにつきましては、診療所長であります澤田先生のお考えの方も、規模というか患者数と導入費用とのバランス、費用対効果の面から見ても、ちょっと厳しいんじゃないかというようなお考えを持っておられるということをごさいます。今後、先ほどちょっと県のお話も議員から出ましたけども。はたまるネットとは別個に県の医療政策課だったと思いますけれども、そちらの方で、そういうはたまるねっとなに似たような大

きな県のそういう医療機関を結んでやるようなネットワークづくりを始めようとしております。それはまだ平成31年ごろに法人をつくってというような形で計画をしているようでございますが。そういったことも踏まえて、はたまるねっつに加入しても、はたまるねっつがその県の医療機関にそのままというわけにはいきませんので、また接合するとかいろんな問題が出るようにもお聞きをしております。

いずれに致しましても、そういういろんな情報を集めながら、どのやり方が一番いいのかというようなことも検討させていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

藤本君。

3番（藤本岩義君）

ぜひこれを機会に、今おっしゃられた部分を含めて検討、研究していただきたいと思います。

この中でひとつお願いしておきたいのは、個人情報の最たるものですので、その付近の対策を一番重点的に考えていただきながら検討してほしいと思いますのでよろしくをお願いします。

次の、お願いします。山間部の維持、機能回復ということでお伺いします。

現在、私の地元では地籍調査が行われており、昨年度から地籍調査の協力員として、山の中を境界を確認しながら歩き回っています。山の中を見ますと、植林をほとんど手入れがされてなく、放置されている山がほとんどです。間伐もされてなくて、密殖されたままの植林も多く見られます。他集落も同じだと思います。植林の中に入ると光は入らず、山肌荒れ放題。その上、イノシシによる崩壊やシカによる食害なども見られます。イノシシにとっては極楽のようで、イノシシのベッドというのも私初めて見ました。そんなものが作られる状況にあります。

昨日、金上野から拳ノ川間の高規格道路を見学させていただきました。工事のために伐採した残りの山がちょうど高規格道路からのぞき見することができますが、市野瀬、橘川、拳ノ川間にそういう植林の所を高規格道路が通ってますので、ちょうどその中間を通っているというような山を見ますと、やはりおんなじことでした。荒れております。また、雑木林も従前の木炭やパルプ材などにも活用されず大木になり、同じように山肌は荒れ、地表はむき出し。その結果として、町内のどの河川も土砂のたい積が多くなり、少しの雨でも泥濁りで環境が破壊され、浸水などの被害が発生し、海の環境にも悪影響を与えていると思います。

黒潮町議会も9月に意見書を提出した森林環境譲与税等の関連法案が考えられ、配布が2019年、来年度から私有林の面積に応じ配分され、市町村の活用が期待されております。

5日の県議会では、市町村に約5億1,000万、県に約1億4,000万、計7億1,000万円。2033年度からは、市町村に19億円、県に2億円。計21億円が見込まれるようですが。県税である森林環境税もしばらくは維持されそうですが、黒潮町ではどれぐらいの交付が見込まれておるのでしょうか。荒れていく山の機能回復にどのような計画を想定されておりますでしょうか。

40年になれば、切り捨てでなく搬出もすれば山主の負担がなく、間伐ができる制度もあるようですが、若齢林は難しいようです。所有者は完全に管理を放棄している人が多いです。高齢もさることながら、山に価値観を見いだせないため、手入れにお金を掛けないのは現状です。

また、黒潮町の山林で手入れが行き届いている山林はどれぐらい現在あるのでしょうか。

お伺いします。

議長（山崎正男君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西文明君）

それでは通告に基づきまして、藤本議員の2、山間部の維持、機能回復についてのカッコ1、山の機能回復に関する質問にお答えします。

今回質問のありましたことにつきましては、昨年6月および12月議会でも類似の質問が出されており、そのときの答弁内容と一部重複するところがございますが、ご了承願います。

承知のとおり、森林は水源の涵養、環境保全、土砂災害防止と土壌保全、生物多様性保全、保健休養。そのような多面的機能を有し、私たちの暮らしに密接に関連しています。しかしながら、先ほど指摘されたように、近年木材価格の低迷などによる林業従事者の減少や、過疎、高齢化の進展に伴い、社会環境の変化も相まって山間部等では森林の荒廃が進み、土砂や流木による土砂災害、地球温暖化が原因といわれる集中豪雨による河川のはんらんなどが多くなり、自然生態系への影響が大きいと考えております。こうした状況を改善するためには、森林資源の有効活用と、計画的かつ長期的に管理することがとても大切だと考えております。

森林組合のデータによりますと、これまでいわゆる人工林でいずれかの保育間伐を行った森林は、合計で5,140ヘクタールとなっております。その内訳としましては、民有林が2,434ヘクタール、町有林で283ヘクタール、町構造林で197ヘクタール、公社造林1,975ヘクタール、公団造林251ヘクタール、そして国有林62ヘクタール。ただし、これは過去10年間の下刈りを含めた保育間伐となっております。これは人口林全体の約73パーセントに当たります。また、合併して黒潮町になってから、いわゆる生産を伴う搬出間伐は全体で670ヘクタールとなっております。その内訳は、民有林84ヘクタール、町有林33ヘクタール、町構造林11ヘクタール、公社造林410ヘクタール等となっております。

今後におきましては、既に策定しています21カ所の森林経営計画に基づき、平成33年度までに年間約150ヘクタールの間伐を行う計画となっております。町としましては、これらの人工林の間伐により森林整備をするようなことで多面的機能が維持できると考えております。

一方で、広葉樹につきましては、先ほど指摘されたように、戦前戦後生活のエネルギーとして木炭、まきの原料材として使用され、生産の過程において山の整備もされてきました。しかしながら、時代の進展とともに石油やガス、電気の普及によりその需要がなくなり、その生産性が薄れ、山林崩壊が進んでいる状況であります。

今後におきましては、従来の造林補助事業の推進等を含め、身近な山林整備を行うとともに、新たに創設される森林環境税の活用について情報収集を行い、関係機関との調整を行い、その計画策定に準備に入るところでございます。

先ほど質問の中でありました、森林環境税のことについて少し触れてみたいと思います。平成30年度税制改正大綱により、平成31年度に森林環境税が創設されることとなっております。本格的には、森林環境税は平成36年度から本格運用されますけれども、平成31年度から段階的に35年度まで贈与される予定です。

本町の場合、今のところ、高知県の試算では平成31年度から3年間は約1,000万程度の贈与税が見込まれております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

藤本君。

3番（藤本岩義君）

認識的には十分持っておられると思いますので、安心はしておりますが。

やはり国の方も、森林環境税の前倒しということで贈与税になりますかね、譲与税ですか。それが前倒しで

来年から来るということになってますので。この計画はやっぱり早めにきちっとやってないと、やっぱり腕の見せどころでもありますので。黒潮町は、31年度は1,100万ですか。それから34年から36年度は1,600万。37年度から平成40年度までは2,300万。そのように増えていきますので、それに応じた、これはあくまでも試算ですけども。あんまり面積が変わるわけではありませんであんまり変わらんとおもいますが。

ぜひそういうものに作って、先ほどの医療の問題じゃないですけど、山が荒れておるのをどういう形で防ぐかという計画もきちっと立てていただいて、森林組合等も協議をしながら、やっぱり黒潮としての考え方を持っておく必要があると思うんですが、そういうような計画を立てられる考えはございますか。

議長（山崎正男君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西文明君）

それでは再質問にお答えします。

まず初めに、新たに創設される森林環境税につきましては、先般の県庁による説明会も事前にありましたが、本格的な運用ルール等、いわゆるローカルルール等についてもまだ詳細決まっておられません。で、先ほど指摘がありましたように、シミュレーションの中では平成31年度から1,100万ということなんです。従来と違って、いわゆる生産性を伴う間伐促進というのではなくて、いわゆる手が届いてない所、荒廃した山のエリアをどのポイントにしていくのか、そしてその施行をどのようにしていくのか。そういう住民との合意形成をどう図っていくのか。そして、労働力をどう担保していくのか。非常に大きな課題がございます。

現在町内には、林業事業体としては森林組合、自伐林家もありますけれども、本当に受け皿としての脆弱（ぜいじゃく）性がございます。そのことをどのように労働力を確保することによってその森林整備が図られるかということにリンクしていきますので、そこらへんも踏まえて総合的に情報収集しながら、今後、平成30年度に組合と協議しながら対応していきたいと考えております。

議長（山崎正男君）

藤本君。

3番（藤本岩義君）

新しいことですので、新しいでまあ古いといえますか。早くから分かっちゃうことなんですけども今までようやっておりませんでしたので、国もそういう形で力を注いでくれています。

やはり早くしないと、だんだんだんだん本当に川の石をのける予算も県もないし、しばらくしよったら天井ばあになるんじゃないかなと思ってます。やはり山を見たときですね、雨がさっと降れば、ちょっと雨が降れば泥水が流れてきます。そんな状況ですので、河川の管理も含めですねやはり大事であろうと思いますので、早いうちに恥ずかしくないような計画を作って見せて、やはりプラスアルファが来るものであれば、それも期待しながら計画してほしいと思います。

続いていきます。2番です。

黒潮町が管理する河川や道路、その他法定外長挟物の維持が高齢化等で地域が管理できなくなってきました。ここ数年来、危機感を持って全町民一体になって津波対策を行ってきましたが、その間にも、山は特に少子高齢化の波を受けて衰退してきた感があります。各地域にある町道も年2回ほど草刈りをしたりしておりますが、高齢化率が50パーセント近くになれば難しくなってきます。特に道の上に垂れ下がってきている樹木などは危険を伴いますので、高所作業車などの対応ができないでしょうか。

また、法定外長挟物、水路なども12月議会で報告があったように、中山間地域では農業基盤整備事業で整備をしていた災害対象にならないような工事は新事業農地耕作条件改善事業では、ここはもうできなくなりまし

たので、町は地域整備事業で実施を考えているとのことですが、今年予算見ても昨年とほとんど変化がありません。合併前には、旧佐賀では5,000万円の予算化をしたこともありましたが、合併後は3,000万円で、なおかつ佐賀地区1,000万、大方地区2,000万となり、地域住民のかゆいところに手の届く事業にするため始まったものが、今ではそれ以外にも活用されている感があります。

そろそろ高齢者が細々と生活している山間、中山間地域に光を当てていただき、生活の質、QOLを上げる対策等を考えることはできませんでしょうか。

お伺いします。

議長（山崎正男君）

建設課長。

建設課長（森田貞男君）

それでは、通告書に基づきまして、藤本議員の2番のカッコ2、町管理河川や道路等の維持管理についてのご質問にお答えを致します。

現在、町道の維持管理につきましては、まちづくり課、建設課の作業員にて、草刈りや小規模な崩土、および側溝の土砂取り除き等を実施しておりますが、管理する町道が500路線、実延長にしまして242.6キロメートルと広範囲なため、以前から中山間地域の地区の皆さんにご支援、ご協力を賜り、主要な町道の草刈りを委託しているところでございます。

しかしながら、議員ご質問のとおり現在、高齢化等によりまして数地区においては、町道の草刈りの委託が困難な状況となっております。

本町では、これまで津波防災施策によりまして避難路等の整備に取り組んでまいりましたが、特に中山間地域におきましては、台風や大雨洪水、土砂災害で避難する場合、町道や赤道等の集落内、生活道路が重要な避難路となります。

このような状況を踏まえまして、今後、町では関係部署におきまして防災の視点に立ち、高齢者や避難行動要支援者の方々が安全に避難できるよう、集落内道路の現状把握を行いまして整備を進めてまいりたいと考えているところでございます。

また、このことによりまして日常生活の利便性の向上に併せまして、あったかふれあいセンターや買い物等への外出機会が増えれば、住民同士の交流の場や生活支援につながり、本町が目指しております、住み慣れた地域でいつまでも安全、安心に暮らすことができるよう、さらにつなげてまいりたいと考えております。

議長（山崎正男君）

藤本君。

3番（藤本岩義君）

先ほど言うたと思うがやけど、今でも私の集落等についても、町道、草刈りしてます。

それで、車の上に乗って、軽トラの荷台の上に乗って、届かん所を草刈り機でやっておったんですけども。下を刈ることは今でもできますが、だんだん難しくなり、また危険性もありますので、そういう付近の部落に委託してやっておる、各部落に委託してやっておる草刈りも、やはりそういう高い所は危険性伴いますので、それが相当しだれてきておる部分があります。パトロールされておるので分かると思うんですが。そこについては、できたら高所作業車といえますかね、それじゃないと今いかんようなんです。それを年に1回ぐらいはめてやはり管理をしていただいたら、車に当たらないで済むと思いますが。その付近はどんなに考えておられるんですかね。

それから、先ほど言いよった地域整備の方も前から、これは町長の判断でできる部分の経費です。確かに一

材としては非常にもったいないわけですが、今回、何か予算は一部が補助の対象になるということで、地域整備の中の事業も取り入れるということですが。そうして今までやりよった分がある程度浮いたとすれば、その分を地域整備の中に増額していくと。そうしないと本当、山間部は寂れていきます。補助対象になる所がだんだんなくなってきてますので。ないところに力を注ぐためには、やはり地域整備がちょっとしたことで、そこでおってよかったなと思えるようなことができると思うんです。

それで私はここで言いたいのは、やっぱりやるやる言うても元がなけりゃできませんので。地域整備の費用は町の予算の1パーセントまでとは言いませんが、それぐらいの考えを持って進めていかんと、なかなかやるいうても金がなけりゃできませんので、そういう配分をしてほしいなど。町長の裁量でできていく部分にしたいのなら、地域の高齢者がやっぱり生活して、そこにおってもやっぱり町は考えてくれてるなという気持ちになるんじゃないかなと思います、どうでしょう。

議長（山崎正男君）

建設課長。

建設課長（森田貞男君）

それでは藤本議員の再質問にお答えを致します。

まず最初、1点目の高所作業車の件でございますけど。現在、町道の管理は当然私どもで行っております。それで、建築限界の車道でしたら4.5メートルの区間につきましては町の方で私有地からはみ出ても伐採をすることをできますので、適切に管理をしているところでもございます。

本年度もそういう事例もございまして、高所作業車の方を予算措置もしておりましたので、リースをして伐採したという事例もございます。今後も、議員ご質問のとおりそういう個所も増えてまいります。委託しております皆さん方に危険な、例えばダンプの上に上って切るとかいうことは危険でございますので、そういう個所につきましては町の方で実施をしていくという方向にもまた進めてまいります。

それから、地域整備予算のことについて触れられましたけども。現在、黒潮町の財政状況、決して裕福ということではございません。大変厳しい中で施策を進めているわけでございますけど。その中で、今年も例年どおりの予算3,000万になりますけど、確保はできておりません。ただし、いろいろ知恵も使いまして、今年は優良な補助金等も活用して、少しでも事業ができたらいかなというふうにも計画もしております。

特に地域整備につきましては、例年各地区からご要望があります。かなりの件数がございまして、生活に密接した事業等が要望ありますので、議員ご質問の町予算の1パーセントと言われましたけど、それ捻出するにはなかなか大変だと思います。ただし、この厳しい財政状況でございますけど、その付近はまた町長とも今後も協議をしまして、より良い方向に進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

藤本君。

3番（藤本岩義君）

山間部の、その垂れ下がった木とかについては検討していただくということで、ぜひその付近はお願いします。困っている所も地域に何か所かあると思いますので。そのことは把握されておるとしますので、ぜひよろしくお願いします。

それから今言いつつ、かゆいところに手が届く地域整備でございますけども。やはりこれは一材ですので、財政厳しいときになかなか捻出するのは難しいと思うんですけども。先ほども言いましたように、旧佐賀では1町村で5,000万も組んだこともありました。それで、最後の方では3,000万になっておりましたけど。大方

地域にはございませんでしたので、合併時に3,000万を残すことになって、それを1,000万と2,000万に分けて、そのまま続いてきておると思います。ですが、この3,000万でやりよう分にも補助対象になる部分が出てきたりしましたので、それで浮いた分というんですかね、一材の今負担率がだいぶ下がってきますので、その分は戻してほしいなと思います。当初予算で見ましたので、これも。当初予算は骨格予算だそうですので。骨格予算じゃないときに町長に幾らかのその補助対象でなった分だけでも少し増やしていただいたら、ちょっとでもそういう所に生活しておる方が気分的に豊かになるかなと思いますので。ぜひ骨格予算を割って6月の補正のときには、今年度はいいチャンスだと思いますのでぜひ計画をしていただきたいと思います。検討はしていただけますか。

議長（山崎正男君）

建設課長。

建設課長（森田貞男君）

それでは藤本議員の再質問にお答え致します。

先ほども申し上げましたように、財源確保ということが一番重要だと考えますので、今後もこの地域整備事業に充てられるような国、県の補助金、また有利な起債等を活用して、そちらの方でまた予算も確保してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

藤本君。

3番（藤本岩義君）

よろしく申し上げます。町長はちょっと答弁できんと思いましたが、課長が声掛けてくれましたので。そのことを町長も聞いていただきましたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

一材じゃったものを補助を取り入れて一材が浮くわけですから。せめてその分だけは、やっぱりこう利子やないですけど、増やしていくというふうにせんと。補助が入ったから一材また持っていくよったら裁量の部分がまた少のうなってきますので、そのこと頭の中にはめていただいて、6月の補正を楽しみにしてあります。

続いて、情報基盤整備についてお伺ひします。

これはいつも私言っているのですが、多分考えていただいておりますと思うんですけども。今年度から、今年度いつでも29年度から始まっております公共Wi-Fi ネットを機に、ネットのスピードアップを検討していくということでしたが、どのように検討されているのでしょうか。

いまだに、夜間や土日休日はストレスを感じるぐらいの遅さです。まあ昼間100分の1ぐらいに、そのときにはなっておるんです。私もときどき気になりますので、自分が使おうときにはちょっとチェックはしておりますが。100分の1にもなったらですね、これは回線価格に応じたスピードとは言えません。詐欺行為になるがです。何人かからも聞きますけど、まったく動かないというときもあるようです。そこにはまだ当たったことはないですけども。

この付近は、やっぱりそういうピーク時といいですかね、混乱するときでも契約しちゃう30パーセントくらいは確保してほしいなと。固定の数値は変動はしますんでそれはいいんですけども、最低でも30パーセントぐらひは確保してほしいなと思ひますが。

インターネットの環境は時とともに、やっぱり負荷が多くなってきます。これ作ったときから言うたら相当人数も増えてきてますし、その上にスマホ文化というのが流行って、Wi-Fi を使うてやっていますと負荷が掛かってきてます。その後、対応はされておりますでしょうか。

23年度にはネットの契約が995件でしたかね。28年度末が1,340件ぐらいに、もうちょっと数値違うかも分かりますが。その時点でも134パーセントなっていておきますので、それにスマホが加わってきてますので相当負荷が掛かっていると思います。

何かしないと回線価格に応じたサービスではないと思いますが、どうでしょう。

議長（山崎正男君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

それでは藤本議員の一般質問3、情報基盤整備についてのご質問にお答えします。

まず、1、インターネットの接続は土日休日を除き昼間は不安定さはあるものの我慢できると思うが、その他は遅い。公共Wi-Fiを機に検討することであったが対応されたかのご質問にお答えしたいと思います。

IWKインターネット回線の状況ですけども、6月議会においてもご説明しましたように、本年度上位回線の契約の見直しを行い、回線の解消を図ったところでございます。ただ、議員ご質問のとおり、夜間等のピーク時には速度低下が見られている状況があります。しかしながら、平日の昼間におきましては速度も一定の安定を見ている状況にあることから、待機にも余裕があるところです。現在、データを取りながら利用状況については確認をしているところで、回線コスト、また利用実態を比較検討しながら、当面の間現状で状況を分析していきたいというふうに考えております。

また、公共Wi-Fi整備についてですけども。本年度、災害時の通信インフラとしての利用を目的として、地震津波時における避難所の22カ所に整備をしたところでございます。

この公共Wi-Fiにつきましては、整備完了後の3月5日より稼働しているところでございまして、災害時の情報提供という公共性が高い整備となることから、IWKインターネット回線の利用に影響出ることのないよう別の帯域を用意し、運用し対応しているところでございます。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

藤本君。

3番（藤本岩義君）

Wi-Fiは、前はIWKという考えであったのをのけたという対策をされておるといことですね。その方が賢明だと思います。

ぜひ、その分は発揮できましたので、いきますが。昼間は使わないからこうしてスムーズにいくんですね。昼間、事業主とかそんなとこじゃったら別ですけど、普通はもう家帰ってから、夜間だとか土曜とか日曜祝日に使うのは多いがですけど、その大半の人がそれだと思うんですよ。それにこのようなその状況が起き得るといのは、だいぶ不満もたまってきていると思うんです。実際に夜と同じぐらいの金額払いのように、まあもらいようのは100分の1しかもらわんということになってくるがですよ。昼間じゃったら割引みたいなもので50、60はもらえるというのが、欲しいときには100分の1しかもらえないというような現状が続いていることは間違いないと思うんです。データ取っておられるということですので、もう少しデータの蓄積が必要かも分かりませんが。

例えば、その一番混む間の増設というか、そういう方法もまたそのデータに基づいて、ぜひ検討して進めていただきたい。これ言いよらんとですね、どうしゅうがやとよく言われます。ぜひ、町の方も予算も厳しいとは思いますが、何らかの方法でやってほしいなあと。参事も6月まではおられますので、ぜひ今度帰られたら、関係省庁ですのでぜひその付近を検討していただいて強く働き掛けてほしいなど。何か補助事業とか、

町村も困りますので、ぜひお願いしたいと思います。

今ここでネット回線がテレビ等でA、B、Cで分かれておったと思うんですけど、そうじゃなくてネット回線は今何件、加入者となっておりますでしょうか。

議長（山崎正男君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

すみません、ちょっと手元に資料がございませんのでちょっと現状ですぐにお答えできません。

申し訳ありません。

議長（山崎正男君）

藤本君。

3番（藤本岩義君）

そしたら結構です。

28年度は確か1,340件だと思うんですが、29年度が分かりませんでしたので、非常に増えてこられるということは、使用量が増えてますのでいいことですが、使用料に見合うことはある程度していかないとやはりおかしいようなことになってきますので、これは頭の中にはめていただいて何かの方法でやっぱり対応していただく。県議会でも少し取り上げられて、室戸とかそちらの方も似たような状況も起きてきておるということで、ぜひ国へも県へも補助事業も含めて働き掛けて、スムーズにこの付近がなるように努力をしていただきたいと思います。公共Wi-Fiの方はちょっと問題があると思ってましたけども、別になったということよかったです。

次に移ります。佐賀地域のAMの不感地帯の解消対策のことですが、佐賀地域のAM不感地帯の解消対策はどこまで進んでおりますでしょうか。

防災対策の上で住民の情報元にもなります、このことは東北の津波でも立証済みです。現在、民放は難しいとのことでしたのでNHKの話はこの前したことで、交渉はしていただけましたでしょうか。伺います。

何度か、防災対策への有効性は新聞記事やテレビ等でも取り上げられたことと思います。この議会の開会日、3月9日にも、確か黒潮町でも講演されたと思いますが、前高知気象台長の新谷さんが、防災にラジオの活用をという原稿が高知新聞に寄稿されています。長期停電で、テレビや携帯、スマホが機能しないときに、阪神淡路大震災や東日本大震災では安否情報や物資の配給情報などが放送され、最も有効なメディアと言えると。ラジオが聞こえるということで、被災者も不安が和らぐというような記事が載っておりました。見られたかも分かりませんが、ぜひ、この付近はどのようになったんでしょう。この質問も平成24年度にしてから何度目かになるんですが、AMラジオがノイズで聞こえない。高齢者の日々の楽しみとして聞きたい。災害にも対応できるので何とか町で要望できないかと。声なき声を届けてほしいという話を前にお伺いしました。この話をしていただいた方も、クリアな放送を待ち望んでおりましたが、昨年末にお亡くなりになりました。

その方から頂いた手紙もここに持ってありますが、その方は、町長のそのときの平成24年のときの町長の答弁を聞き、今後この実現に当たっては多くの課題もあると推察します。町長の結びの一言として検討しますとの答弁でした。本件を重く受け止めてくださり、その責任感と実行力に大きく期待するものでありますと書いておられます。

このようにAMも持っておられる方もいますので、積極的な対応ができますでしょうか。伺います。

議長（山崎正男君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

それでは藤本議員のご質問カッコ2、佐賀地域のAM不感地域の解消対策はどこまで進んでいるかのご質問にお答えしたいと思います。

黒潮町内の避難所におけるAMの受信状況等をお示しをし、NHK放送局へ相談に伺った際に説明を受けて現状で回答できる内容としましては、NHKとしては不感地解消対策としての送信所の置局は考えていなく、高知県内における今後の計画もないということでした。

黒潮町内のAM不感地の避難所が多く存在するのは佐賀地域でございます。受信状況の表により位置関係を示しながら意見をお伺いしました。その避難所におきましては、AMについては到達範囲ではないということでしたけれども、NHKのFM波についてはほぼ到達しているという状況であるということでした。災害時において、AM、FMラジオすべてを同じ放送に切り替える、NHKならではの運用ベースとなっているということで、FM放送によりAM放送を補完することが可能ということを考えているようでございます。

また、平時においてインターネット環境があれば、NHKインターネットラジオによりAMラジオを聞くことができるので活用してもらいたいということもおっしゃっていただきました。

また、当町の告知端末機を使ってAMの放送の提供については当町における設備の改修等が必要ではございませんけれども、再放送の同意については協議申請等により可能であるといった回答を得ております。最初にお答えしましたように、NHKとして新たなAMの置局に関しては、周波数の不足に対しては国内だけではなくて周辺国との調整がある。設置場所についても、一定の広さ、また条件の整った平地を要することから、計画はないということでした。

状況の変化は今後も考えられるということがありますので、引き続き要望活動は行っていきたく思います。仮に方向性が大きく変わり、高知県におけるAMの地局計画が実現したということになりましたら、AMがFMがともに届かない地域から優先されるという計画になるということから、黒潮町の置局についてはかなり困難な状況が推測されていくという状況でございます。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

藤本君。

3番（藤本岩義君）

今おっしゃられたFM波はですね、確か何年前にふるさと創生事業を使って、旧佐賀が設立して、それでやったものです。NHKもそら当然お金出してますけど、メインはNHKがやったんで、本来公共放送ですのでNHKがすべきことながですよ。ですが、何ともならないのでそれをはめてきたことです。それがあからとって、AM放送をしないというのは何か話がおかしいかなと思うんです。その付近は、そのことも知った上で交渉していかないとおりますかね。

それから、前のときに24年の9月も含めて私の方から提案もしましたが、テレビがデジタル化なりまして、1チャンネルから10何チャンネルまでですか。その部分の周波数が空きまして、その下の方の周波数、1チャンネル付近の周波数がFM波として使ってもいいということになってまして。これが不感地帯の対策用にも活用できるということで、昨年ですか話しましたように、宿毛の局は、宿毛にはラジオAMもあるんですよ。FMもあるけれども、まだそれで入らない所がありますので、その補完局としてFM局を設立して、AMの放送をFMに変えて送信しておる。愛媛県では、もう6局、7局、南海放送がその入らないとこにそのFM補完局を活用してやっておられる。もうちょっとその付近を含めて、ただそういう所へ、佐賀だけやらないということじゃなくて、不感地帯ですので、特に高い津波が来ると、そのときにはラジオが一番大事じゃと。

今、AM と FM の同時放送をするということですが、それも大事ですけど、普段のときもやはり日常生活の中で活用もできますので、そこを踏まえて、その補完局を含め、もっと粘り強い交渉をしていただきたいと。

町長の方にもお願いをしたいがですけど、ぜひその付近の頭の中にはめていただいて。先ほどの高齢の方の話も紹介しましたが。基盤整備の事業で各地域へ回って行ったときですね、そのときもラジオが入らんと。やっぱり畑で仕事しよって、ハウスの中で仕事しよって、ラジオ聞きたいという方が結構おまして。当時の下村町長と行ったとき、町長の方も頭の中にはめていただいたんですけども、そこを思いをやはり届けてほしいと思います。ただいかにいうて言われただけじゃなくて、いろんな方法があろうと思いますので。高知放送だけじゃなくて四国電波管理局あたりも行って、総務省にも行ったときにそういうことを話していただいて対応をお願いしたいですが、町長いかがですか。

議長（山崎正男君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは答弁させていただきます。

タイミング的にちょっと答弁がしづらいということもあるんですけども。これは何年か前にも同様のご質問をいただいておまして、検討させていただきますという答弁をさせていただいております。

置局が難しければ、じゃあそれを代替をできる機能はどういったものがあるのかということをもう一回再整備をさせていただいた上で、要望活動させていただければと思います。

議長（山崎正男君）

藤本君。

3 番（藤本岩義君）

ほんで、声なき声として挙げてきたその方も多分、今は亡くなりましたけど、そういう活動をしていただくことを上の方から見ようと思いますので、ぜひそのことを忘れずにやっていただきたいと思います。

活動のやっぱり、先ほどの医療の問題じゃないですけど、やっぱり動いていく、何べんも何べんも足を運ぶ。高知行ったときには課長も、ぜひ高知放送も波でいったけどまあ何とかならんかとぎっちり言われると。議会でも何回も言われようき、何とかしてほしいということはやっぱり挙げてほしいし。

それから、前にも示しました、安芸市が不感地帯の調査をしておったと思うんですが、その資料は情報の方に私渡してますので持ってると思うんですが。そういうことも、データ、確か黒潮町は取っておったと思うので、そういうのはきちっと示して、より細かい計画を立てながら申請を、要望活動をしてほしいと思いますので、よろしくをお願いします。

次に移ります。

防災行政無線というのが旧佐賀地域にはありまして、それはアナログなんです。ウルグアイ・ラウンドの助成事業を使うてやりましたのでもう相当古くなってますが。それがアナログでしばらく使えるということできておりましたけども、何か最近ちらっと聞くところによると、デジタルにもう変えなさいというような話も来ておるかに聞きますが、その付近はどんなになっておりますでしょうか。

平成 34 年ごろにはアナログ電波に使用できなくなるとかというような話も聞きますけども、事実でしょうか。だとすれば、それまでに更新が必要だと思いますが、対応は計画されておるでしょうか。設計は確か、だいぶ前にされておった分もあったと思うんですが。告知端末も万能ではありません。昨年の地元火災でケーブルが焼けて、サイレンや告知ができなくなったと話をしましたが。

それから、告知端末も今度の新想定では津波の来る所に中継局がありますので、津波が来れば告知端末の方も使えなくなります。その付近らも考えながら検討をしていただいておりますのかどうか、お伺いしたいのですが。

議長（山崎正男君）

地域住民課長。

地域住民課長（矢野雅彦君）

それでは藤本議員ご質問の、情報基盤整備についての3番目のご質問の防災行政無線について、通告書に基づきましてお答えさせていただきたいと思っております。

ご質問のアナログ方式の無線機につきましては、デジタル方式に変更しないと使用できなくなる無線機もございますが、アナログ方式であっても、一定の条件を満たせば使用できる無線機もございます。

佐賀地域に設置されておりますアナログ方式の防災行政無線につきましては、平成7年度に山村振興事業を導入して整備がされたものでございますが、一定の条件を満たせば使用できる無線機に該当を致します。

平成17年に無線設備規則などの関係省令が改正されまして、無線設備のスプリアス発射の強度について、許容値の改正が行われました。

この無線設備のスプリアス発射というのは、無線設備が電波を発射するときに、高調波、低調波、寄生振動などによって発生する不必要な電波が発射されておりまして、この不必要な電波の発射をスプリアス発射と言うとお聞きをされているところでございます。

こうした不必要な電波をできる限り減らすことによって電波の利用環境を良くしようというのが、平成17年の無線設備規則などの関係省令の改正でございます。

佐賀地域の防災行政無線は平成7年度に整備しておりますので、旧スプリアス規格の無線設備という位置付けとなりまして、その使用期限は平成34年11月30日までとされております。

しかしながら、この旧スプリアス規格の無線設備につきましては、測定をして、その測定値が新スプリアス規格内に適合されていると確認されれば、新スプリアス確認設備として、平成34年12月以降の使用が可能とされております。

現在、町では無線機の管理委託業者に依頼を致しまして測定をしていただき、この測定結果を総務省所管の一般社団法人全国陸上無線協会四国支部に提出致しまして、測定値が規格内であるかの確認を依頼しているところでございます。

測定値が規格内であるかの確認結果が出るには、もう少し時間がかかりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

藤本君。

3番（藤本岩義君）

この制度というのは、平成19年の11月30日以前はスプリアス規格は制度が違いましたので、それ以降について、それが一定基準から多いと無線機は再免許が通らなくなりますので、今おっしゃられたような調査をして、まあ通るか通らんか分かりませんが、以前のやつはそういう規格じゃありませんでしたので。スプリアス規格がもっとゆるやかやったと思いますので、この付近が何言いますか、分かれ目になるかと思っております。というのは、また34年で止められるのかどうかというのが分からないということですね。まあそれでしたら、今言うても始まりませんので。

通れば、上手に使用すれば、延命措置さえすればできると思っておりますし。サイレン告知も火災告知も、二重に

できるというのは大事なことですし。特に、何言いますかね、補充、補完するという意味で、告知端末を補完する意味でも大事だと思いますし、先ほど言いましたように、津波が来た後も無線の分であれば、もしその装置が使えなければ使えんということです。ほんで、線が断線しても使えるというのが無線の強みですので。無線は断線しませんので。そういうところもあると思いますので、ぜひそれが通るように願っておりますが。

通らったときには、検討されておるんですか。

議長（山崎正男君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

藤本議員の再質問にお答え致したいと思います。

現状でいくと、まだアナログの方の使用というのが不確定でございますので、通ればその形でいきたいというふうに思っております。

ただ、もしそのアナログ無線が使用できないといった形になると、やはり町全体の津波浸水区域へのデジタル防災行政無線の整備の骨子計画といったところに組み込まれるのかなというふうに思います。ただ、それに関しては、整備実施に関しての可否とか財源等が大きな課題というふうになっております。

補助事業については可能な補助事業がないのが現状でございまして、高知県の危機管理防災課等へもモデル事業的なところの補助がないか確認等もお願いをしながら進めているところでございます。

ただ、整備についてはどのような範囲で進めていくのか、また財源について関係機関協議して、有利な補助を模索しながら今後も検討していかなくてはならないというふうに考えております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

藤本君。

3 番（藤本岩義君）

あつてはならないですけど、災害のときに非常に有効に働くようなシステムというのは常に考えておかないかと思っておりますので、ぜひ、もし使えなくなったときにもどうするかいうことはきちっと整理しておいていただきたいと思っております。

これで私の質問は終わります。ありがとうございました。

議長（山崎正男君）

この際、午後 1 時 10 分まで休憩致します。

休 憩 11 時 19 分

再 開 13 時 10 分

議長（山崎正男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次の質問者、矢野昭三君。

4 番（矢野昭三君）

それでは、質問をさせていただきます。

まず、1 番目の公約についてでございます。

世代をつなぎ再起動。2 期 8 年をどのように集約しているか問います。

就任以来、大変な地震、津波、当初予期できないことがあって、立ち上がりの段階から大変なご苦勞をされたと思いますが、34 メートルの津波を聞いたときには、一瞬震え上がる思いを致しました。以来、一人の犠牲

者も出さないということで、そのためには財源が必要である。そのためにさまざまところを働き掛けて、汗をかいていただきまして、その成果というものは目に見えてきておりますが。

身近なところでも、去年は地域福祉計画、町長先頭に立ってこの説明に回っていただいております。

で、ほん最近では、高齢者福祉計画、介護保険事業計画、慌てて作っていただきました。

そういったことらを踏まえて、町長にこの間どのような集約をされているか質問致します。

議長（山崎正男君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは矢野議員の質問にお答えさせていただきます。

ご質問の2期8年の集約でございますけれども、これまで策定してまいりました総合戦略ならびに計画体系そのものを見直し、現在策定中でありまして4つの計画、こちらの方がこれまで実施してまいりました施策の見直しを含めた総括に基づくものとなっております。公判には今しばらくお時間をいただくこととなりますけれども、その体系に沿って答弁させていただければと思っております。

まず、産業分野でございますけれども。農業部門においては、指導者となっていただく農家の皆さんや公社の実績、こちらの方、新規就農者の確保も平成29年度における計画値は達成見込みとなっております。今後、公社機能の強化を計画しており、ぜひ目標値の情報修正も視野に入れたいと考えています。

同様に、水産業では同じく現役の就業者の皆さまにお世話になり、新規就業者の研修を行っているところであります。しかしながら、資源の減少という根本的課題があるにせよ、もう一步踏み込んだ行政の積極的な関与が必要です。沿岸漁業の効率的操業のための漁場の整備につきましては、本年度の試験実施を踏まえ、中期的な整備計画の検討段階までは来ることができましたが、経営安定のための就業モデルの構築、こちらが未到達となっております。残念ながら及第点が頂けるとこまでは達していないと評価をしています。

林業におきましても、これまでの支援施策は継続しながらも、森林組合を中心とした就業者の雇用の拡大と作業班ごとの経営安定のための施策がまだ不足。これが自分の評価です。

また、産業別で最も生産額の減少にございました二次産業では、例えば縫製業においては、製造拠点の国内回帰志向の高まりから一時の厳しさは脱し、また、国の公共事業費の削減により大変厳しい状況でありました建設業も公共事業予算の増により、こちらも一時の厳しい状況は脱したととらえています。

いずれにしても、現状において経営体の経営規模の確立のための施策、ならびにこれまでの雇用の創出という視点に合わせ、それぞれの労働環境の改善のための取り組みは行政の積極的関与が必要です。

三次産業においては、総生産額の推移は各自産業の中では一番堅調とされる分野でございますけれども、中でも地域の暮らしと経済をお支えいただいております小規模商店ならびに飲食等は大変厳しい状況にあり、本年度実施を致しました実態調査の結果を踏まえ、新たな政策展開が必要であると集約しております。

福祉部門におきましては、制度福祉の充実と併せて、行政が一層主体性を持って望まなければならない地域福祉において、これまで策定ならびに改定してまいりました地域福祉計画の中に位置付けられる地域課題の解決に向けた包括的解決手法として、あったかふれあいセンターを核とした黒潮町の新たな福祉ネットワーク構想に基づき、センター整備を行ってまいりました。現在、整備したセンターと併せてサテライトでも活動いただいております。近年では現場職員のご努力により、取り組み内容も充実、今後は医療や介護との接続も視野に入れ、高度運用を図れる、そういったフェーズに入ったと考えています。

また、大変厳しい運営を強いられてまいりました国保事業会計におきましても、当初計上をさせていただいております予算を含め、法定外操出という手法に頼りましたが、30年度をもって累積赤字の解消が達成できる

見込みです。

防災面では、避難道や避難場所をはじめ、津波避難のための基礎インフラの整備が一定めどがつくことになってきますが、これまで進めてまいりました防災における最大の実績ならびに効果は、自走を始めた地区が増えてきたことだと考えています。6年前の新想定公表直後と比較致しますと、地域の防災機能が強化されたと言ってもよろしいかと思えます。取り組みを進めていただいていた住民の皆さまには、この場をお借りしましてあらためて敬意を表するところです。今後は、それぞれの地区の精神的な取り組みを共有し、その上で、これまで重きを置いてまいりました、そのときにいかに人命を確保するかと、そういったところを最重点に置きながらも、助かった命をどうつなぐのか、復旧までを見越した取り組みならびに各種計画策定に入ることができる、そういった段階まで来ることができました。

教育では、これまで進めてまいりました、公正な教施設の建て替え耐震化が終了。基礎学力の向上や防災教育、施設面だけではない教育ならびに教育環境の充実と合わせて、これまで策定してまいりました教育政策大綱に基づいた具体的な事業について検討、予算編成を終えたところです。

加えて、どうしても将来に向けて責任を果たさなければならないのは財政運営でございます。2期8年で今回の骨格予算を含め8度、当初予算編成をさせていただきました。いずれも大型積極予算となりましたが、相対的に言えば、この8年で一定財政的体力を持ちました。

代表的な財政指数として実質公債比率、こちらは平成22年度決算の12.5から、平成28年度決算では6.5へと改善。ちなみに、平成29年度決算推計値はさらに5.4まで改善される見込みです。将来負担比率は平成22年度決算の47.1から、平成28年度決算ではマイナス15.6へと大きく改善を致しました。

また、これは決算統計では出ませんけれども、起債残高総額から基準財政需要額参入見込み額を引いた実質的な負債と、基金および収入見込みの交付金の合算額を相殺した現金ベースでの体力。こちらは平成22年度の6億700万円から、平成28年度は31億1,400万円と25億600万円の大幅な積み増しとなり、将来の住民サービス、そして政策の選択について、その可能性を残し一定の責任を果たしたと考えております。

最後に、行政組織として常に自覚をしておかなければならないのは将来世代への責任であり、具体的に申し上げますと、現在ある地域課題、行政課題に対応しながらも新に必要な住民サービスが常に追求され、生産される組織であらねばならないということです。そのために、これまで有していませんでした実務の指針となる4つの計画策定と併せて、熟度の高い予算編成が可能となるよう、そのプロセスについても変更を行ってまいりました。

総括して申し上げますと、すべての分野においてしっかりと施策が実施できているかという、そういうことにはなっておらず、力不足をこの場をお借りしてお詫びをする次第です。時間はわずかですけれども、与えられた残任期間も引き続き全力で努力をしてまいります。

議長（山崎正男君）

矢野君。

4番（矢野昭三君）

はいどうも、よく分かるようなお話いただきましてよかったです。

それでは2番ですね、町の振興について。

2060年の人口の将来展望6,800人を達成するために、住みやすい環境を提供するか問いますと。

これは、まち・ひとですかね、づくりの計画の中にもうたわれていたところでございまして。町の総力を挙げて取り組まないと、この6,800人は達成できないということで目標値を定めてきた経過がございますので。

その中でも、さまざまあるやらなければならないことの中に、マル1番の住宅の使用料のことでございます。

住宅使用料は利便性、地域の振興などを配慮して見直しが必要と。これも、私も以前からこの場において質問もさせていただき、また同僚議員からも、その住宅使用料のことについては質問をしてみました。

この住宅については、全体的に若者がこの町からいなくなっておる。それから、若者以外でもこの住民が人口減少などによる全体的なマイナス、人口減がきておる。合併以来2,000人くらいですか、なっております、減っておりますね。そういったのは、その対策として移住なんかも取り組んでおりますが、いずれにしても、移住してきて、ここに来ていただいたらこの住民でございます。要するに、黒潮町の住民が生きていく上で暮らしやすい地域にならないとここに人は住んでこれないわけでございますので、住宅についても、この役場からの遠隔地。これは、あるいは銀行、病院、金融機関、それから働く場等々考えて、そのへんを加味した政策展開する必要があるんじゃないかと。

で、条例で決まっておることをどうのこうの言うよりも先に、黒潮町政策として6,800人掲げておりますので、それを達成するための一分野のこの住宅政策。昔は、学校の先生なんかは車が、道路が事情が悪い、車が発達してないときにはへき地手当というのがございまして、非常に不便な所で教育をしていただける学校の先生に対してはへき地手当なるものを支給しておりました。そういったことを考えて、それから町が行っていません地域に対する交付金についても、役場からの距離、あるいは人口、その地域面積などを考慮した交付金制度を設けておりますので、そういったことを考えてやるべきであるし。条例そのものをですね、わし見直す必要があると。そら政策としてやる必要があると。大体、公営住宅法なんかもすぐ出てくるんですが、法律は例外規定とかただし書きというのは大抵あるもんですよ。それらの分野はどの程度できているか分かりますけど。

そういったことを踏まえて、この住宅使用料、私は見直す必要があるという考えておりますが、いかがですか。

議長（山崎正男君）

建設課長。

建設課長（森田貞男君）

それでは通告書に基づきまして、矢野議員の2番のカッコ1のマル1、住宅使用料についてのご質問にお答えを致します。

公営住宅の家賃につきましては、黒潮町営住宅の設置及び管理に関する条例第13条の規定により、公営住宅法施行令第2条に定める方法により、算出した額となっております。

公営住宅の毎月の家賃算定基準につきましては、入居者の収入によりまして家賃算定基礎額が定められておりまして、基礎額に市町村の立地係数、床面積の規模係数、建設時からの経過年数係数を乗じまして、入居者負担基準額を算定しているところでございます。

そして、基準額に公営住宅の設備や利便性の係数を乗じた額が家賃となります。

従いまして、公営住宅法に基づく町営住宅につきましては、基準額の見直しができないこととなります。

議員からもご質問がありましたが、本町では、まち・ひと・しごと創生総合戦略としまして、人口減少にどう歯止めをかけていくのか、また、人口減少社会にどう対応していくのかという視点から、黒潮町への移住を促進をしまして、子育て世帯を中心とした定住人口の増によりますコミュニティーの活性化、地域振興を図ることを目的として、定住促進住宅の設置を現在進めているところでございます。

しかしながら、若者世帯用の住宅の拳ノ川特定優良賃貸住宅におきましては、現在、4戸のうち3戸が空き家となっている状況でございます。

空き家3戸の入居者募集につきましては、随時募集を行っているところでございますが、現在も応募者がいない状況となっております。

拳ノ川若者世帯用住宅につきましては、将来、地元の拳ノ川小学校の児童数にも影響されるものと懸念をされます。総合戦略の教育施策にも少なからず関連が出てくるものと考えるところでございます。

つきましては、このような状況を踏まえまして、現在、旧佐賀町時代に町単独、補助金がございますけど、それで建設しましたことから、拳ノ川特定優良賃貸住宅につきましては、若者定住のための住宅施策の一つとして、家賃の見直しも含めた条例の整理を行っているところでございます。

議長（山崎正男君）

矢野君。

4番（矢野昭三君）

今のところですが、これは政令の運用だいう話ですけど。

大体、例外規定とか見直しとか、そういうものは大抵の法の中にあるんですが、そういった運用する面はないんですか。

それから、若者の家賃、使用料については条例で決めようということやけど、私が言っているのは6,800人を目標に掲げておるんで、何もしなければこれ、とてもじゃないがこれ持たない人数ですよ。これずっと下回っていくんです。何かしないとこれはとどまらないというところが、この6,800人。すべての者の力を結集してやらないと6,800人は維持できないということをこの前に決めたわけですから。

その条例で今決まっちゃうのは分かっておるんです。だからそれを見直しする必要があるんじゃないですかということを聞いておりますので、その点をよろしくお願いします。

議長（山崎正男君）

建設課長。

建設課長（森田貞男君）

それでは矢野議員の再質問にお答え致します。

この件につきましては、以前からも何人かの議員さんからご質問ございました。そのときにも私どもは県の方にも問い合わせをし、そういう条例改正はできないかということで確認もしたところでございますけど。どうしてもその公営住宅法に基づいて設置をしている住宅については、その政令に基づいた算出根拠で家賃の制定をしなければならないという指導もございましたので、なかなか困難性がございます。

ただし、その家賃につきましては、特別な事情がある場合は減額とか免除とか、そういう規定は当然設けておりますので、そういう場合はあれますけど、現在のところは議員ご質問のような対応はちょっと困難性があるということでございます。

議長（山崎正男君）

矢野君。

4番（矢野昭三君）

このままいくと、空き家がずっとなった状態で大事な公有財産が活用されずに行くということになると困るんですね。最少の経費で最大の効果を挙げなさいというのが至上命題なんですよ、法律上の。これ、いつまでたっても空き家状態であるということは、何らかのところがうまく機能しなくなっておる。例えば所得の問題とかあるもので、そこのところをよく考えてほしいんですが。このままいったら、いつまでも入居者はいないかも分からない。

で、課長、そこで答えておるのはね、町長に代わって話しようがですよ。町長に代わって答弁しようがですよ。だから、そこを踏まえて答弁をしてください。いいですか、6,800人、これ達成するのは難しいなりますよ。だからもう一つの考え方として、安くできなければへき地手当のように幾らか上乘せるとか。そういう

ような考えはできないものですか。

議長（山崎正男君）

町長。

町長（大西勝也君）

再質問に答弁させていただきます。

決して方向性がずれているわけではなくて、建設課長も先ほど答弁しましたように、家賃の見直しも含めて検討させていただいているところです。論点整備と協議はもうほぼ終わっております。

ただ、これも議員からもご指摘がありました、ある一定政策判断が必要なものになっておりまして、そういった判断から、当初予算への計上を見送らせていただいたというのが現状でございます。

従いまして、肉付けの方でまたご審議をいただくことになろうかと思っておりますけれども、まだ時間がございませんので、少しもっと細部も詰めさせていただいてということになろうかと思っております。

議長（山崎正男君）

矢野君。

4番（矢野昭三君）

分かりました。

それでは、次へ移らせていただきます。

マル2番の、保育所、学校の送迎車を確保して、保護者などの不安解消や労働時間への支援が必要かどうかでございます。

新しく佐賀の保育所が新しく伊与喜へ建設して、もうほとんどできております。昨日も視察見学させていただきました。それで、保育所の通う児童いますかね、園児いうんですか。そこへ行く交通の便が今までとはまた異なっておりまして。そのことについて、さまざまなことを検討させていただいておるということは分かっているんですが、ここはやはり小さな子どもを育てるご両親や親戚、縁者の方もございますので、ぜひ心配のないような形で送迎、運行をしていただきたいわけですが、その点について、この場で一度お答え願いたいと思います。

ここは立派な役場を造っていただきまして、結局、駅とこの間はバスを走らせておると。これもこういう場所に造って、住民がこの役場を利用するに対する利便性を考えて運行していただく、こういうことでございます。保育所、それから学校についても現在どのように、あんまり私も詳しく分かってないもので。冬なんかは特に暗いときの移動になろうかと思うんですが、この保育所、それから学校関係ですね。ご両親が、保護者の方ですか、あまり心配が、負担が増えないような形で運行しておればええわけですが。

その点について、お聞きします。

議長（山崎正男君）

教育次長。

教育次長（畦地和也君）

それでは矢野議員の、保育所、学校の送迎、いわゆる児童生徒のためのスクールバスに関するご質問にお答えを致します。

ご質問の中に、小中学校のスクールバスの状況につきましても少しご質問がございましたので、まずそちらの方、現状をお答えをさせていただいた後に、佐賀保育所の移転にかかわる運行に関してのご質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

現在、町内のスクールバスにつきましては、佐賀地区では小中学生が乗車する路線と致しましては、鈴佐賀

間、市野瀬佐賀間の、2 路線を運行しております。そのほか、保育所の児童が乗車する路線と致しまして、佐賀橋川から佐賀間を運行しているところでございます

大方地区におきましては、米原上川口間、伴太郎上川口間、馬荷入野間。それから、くじら保育所を中心として奥湊川、蜷川、伊田を結ぶ線。それから大井川入野間の 5 路線を運行しております、これは小学生と保育所児童とが混乗を行っているということでございます。

で、ご質問の件でございます。来年度から佐賀保育所が伊与喜地区に移転になりますことから、児童の送迎のためのバスの運行の見直しを行いまして、2 月保護者会でご説明をしたところでございますけれども。北部地域の皆さまから、従来より利便性が低下することへの配慮を求められておりました。そこで教育委員会と致しましては、先に保護者会に提案したバス運行を見直しを致しまして、保護者の皆さまのご要望にお応えできるよう、現在体制の整備を図っているところでございます。決まり次第、保護者にはお伝えをしたいと考えております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

矢野君。

4 番（矢野昭三君）

ただ今お答えいただきました、体制を整備しておるということでございますので、ぜひ心配のないような体制を整えていただくことを願ひまして、次の質問に移ります。

地域における医療および介護の総合的な確保の促進をするか問います。これは 1 番と 2 番とに分けておるんですが。

まず 1 番目に、診療所に常勤の医師が必要ということでございます。

どうも最近のその国の関係の文書とか町の関係文書見たら、団塊の世代が 2025 年になると問題じゃということで、何が問題かいうかよく分からないんですけど。その 2025 年問題ということがさまざまな政策の根幹にあつて、そこからスタートしておるといふようなことになっていっておるようでございます。

昭和 40 年、オリンピック以来ですね、ずっと団塊の世代は日本経済に大変な貢献してきて、世界、アメリカに次ぐ第 2 位の経済大国になったと、ほんと最近まで胸張って言ってたんですよ。それほとんどは、実際の実労をした、働いていったのは多くの過去の先輩方はいらっしゃいますが、団塊の世代がだんだんだんだんこう歳が、年々歳も取るし、経験も重ねるし、経済も大きくなっていく。そういう経過があつたわけですね。だからこの点をあまり言われずに、どうも 2025 年問題とかいうことだけ言われますと、何か頬の辺りを冷たいすきま風が通り過ぎていくような感じかなと思うわけでございまして。まあやがては皆、足腰弱ってまいります。そこをひとつ、全体として柔らかく包んでいただいたらありがたいなと思ひますが。そういうところからですね。

国においても、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法という、こういう法律まで作つていただいて、医療と介護とを一体的に進めていく必要がありますよということでございまして。それについて、医療の関係については県は作つたというようなことを過日の新聞へ出ておりましたが。市町村計画についてはね、これは作成することはできるということなもので。作成しなければならぬではないが、ただ、その法に基づく計画はなくとも、わが黒潮町地域福祉計画、それから地域福祉活動計画。これは昨年、町長も地域へ出向いていただいて作つたものでございます。

それから、私も冒頭にも言つたように、第 7 期の高齢者福祉計画、これも大体 3 月いっぱいまでにできたらええというところでございますが、少し急いでくださいということをお願いしましたら、議会に間に合わせて

いただいたと。これはそういう職員が頑張ってくれたおかげかなと思っております。

そこで、何様大変お金が要ることになってきようと。医療、介護については、ほんで病院で、施設でその医療を受けるということ、それから福祉施設で介護を受けるということは、当然、人の症状によって必要ではございますが、なかなか病院も入院がしにくい状況にもあるような話を伺います。そして介護にしても、介護保険料を払っているんだけど、施設に入れない方もおいでということをお聞きしております。となってくると、お金も限られております。

地域で生活する、そういう方向へ展開するしか方法がないんじゃないかなと思っておりますので、この点について地域での医療を充実するためにも、診療所に常勤の医師が必要であるというように考えておりますが、この点についてお聞きします。

議長（山崎正男君）

地域住民課長。

地域住民課長（矢野雅彦君）

それでは矢野議員ご質問の、町の振興についての2番目のご質問の診療所に常勤の医師が必要についてということにつきまして、通告書に基づきまして、お答えをさせていただきたいと思っております。

診療所に常勤の医師が必要というご質問でございますが、町内の診療所で常勤の医師がいないのは拳ノ川診療所だけでございますので、拳ノ川診療所についてのご答弁をさせていただきたいと思っております。

また、先ほどの藤本議員に対するご答弁と重複致しますことをご容赦いただきたいと思います。

拳ノ川診療所につきましては、平成27年8月から所長として勤務しておりました常勤医師は、わずか6カ月という短い期間で退職をされたところでございます。

このことは、医師不足の著しい現在、来ていただける医師を捜すということだけでは、問題の根本的な解決には至らないというように考えております。

いずれに致しましても、雇用してもすぐ退職するということが起きると、拳ノ川診療所に対する風評や評価が下がり、さらに雇用を難しくするという状況が生じていると考えております。

こうした悪循環を断ち切るためにも、もっと腰を据えた対応が必要であると考えまして、医師募集に対する問い合わせ等があった場合の対応方法を改めまして、地域医療に対応していただけるかという質問を投げ掛けることとしたところでございます。

具体的には、拳ノ川の医師住宅に居住していただくこと。訪問診療等をしていただくこと。夜間診療に対応していただくこと。この以上の3つを条件として提示させていただいているところでございます。

しかしながら、そうした条件を了承していただける先生は、現時点ではいらっしゃらないというのが実状でございます。

こうした状況の中で、当面は、医師の募集は継続しながらも、現在の代診医師の体制の拡充を図ってまいりたいと考えております。

現在、月、火、木、金曜日は診療ができておりますので、残りの水曜日に診療していただける代診医師について、拳ノ川診療所長であります澤田先生と協議を行っているところでございます。

現在の拳ノ川診療所の診療体制は、常勤の医師の体制ではなく、複数の医師の代診委託によるものでございますが、訪問診療やみとりの対応などに加えて、患者さまの状況に応じて、高知県の医療の中心的な役割を担っております高知医療センターへもつないでいただいているところでございます。

今後も、高知県をはじめとする関係機関に常勤医師についての支援を働き掛けていく予定でございますが、こうした常勤医師以上のご対応をしていただき、多大なご貢献をいただいております、拳ノ川診療所の所長で

あり高知医療センター一部長の澤田先生と幡多医師会のご協力をいただきながら、代診委託をさらに充実させていくことも、医師不足の著しい現在において、現実的かつ最も有効的な方法であるというように考えているところでございます。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

矢野君。

4 番（矢野昭三君）

先ほどにお聞きしたことでございますので、それはそれで終わりました。

次の介護人の確保でございます。今度新しくできたその高齢者福祉計画、介護保険事業計画はですね、実は、昨年作った地域福祉計画との部分で当然整合性が取れておる必要があるわけでございますが、地域包括ケアシステムの構築というところが同じように出てまいります。昨年作った計画は、ちゃんとこうする、ああするということが、こうします、ああしますということで表明されて、分かりやすい部分があるんですが。ここの30ページのこの、ここも地域包括ケアシステムの構築なんですが、この在宅医療介護連携の推進という所で、後段の部分でちょっと分かりにくいんですが、他職種協働による在宅医療介護を一体的に供給できる体制の構築に向けた取り組みを推進しますとあるもので、これはなかなか分かりにくいなど。この文章表現は、普通、去年作った計画があれば、後から作る計画というのはそれにすり合わせていく必要があると思うんですけど、これ慌てて作ってもらったもので、そのへんの文言の整合性がどうであるかということまではよう確認できなかったかも分らないので、そこはあんまり強く言うわけではございませんが。そういうふうに、何か、何となく後退したなというような受け止め方ができるわけです。この文章表現は、で、そのの所はちょっと、後でまたご一考願いたいです。3月いっぱいまでに時間がありますので。

それで、その在宅介護についても、町内における在宅医療、介護の環境を整えていくことが望ましいと言えますというようなことで、望ましいと。町長が作る計画ですので、こうしますというように言ったらうんとありがたかったかなというところがあって。しかし、介護サービスについては充実していきますよということでございますので。じゃあ、せんだって、介護職員についての募集の文書が回ってきておりました。で、それはどういうことかなと思ってよく見ましたら、これは介護職員、訪問介護事業所業務ということで、募集人員1名。これは社会福祉協議会の文書でございました。ただ、これはけど元は介護保険料から回っていくお金がこういう活動費になってるかなと思うんですが。

黒潮町の、さっき言った地域包括ケアシステムの構築ということにかかわって、現在の介護職員さん、これで十分でございましょうか。

そこらへんをちょっとお聞きしたいですが。

議長（山崎正男君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（川村一秋君）

それでは矢野議員の一般質問の2、町の振興についてのご質問のカッコ2のマル2、介護人の確保について、通告書に基づきお答え致します。

黒潮町内の訪問介護事業所、ヘルパーの状況についてお答え致します。

町内には黒潮町社会福祉協議会が運営する事業所が、佐賀地域には訪問介護事業所こぶし、大方地域には訪問介護事業所おおがたの2カ所となっております。ヘルパーの数は、訪問介護事業所こぶしが8名、訪問介護事業所おおがたが16名となっております。

黒潮町社会福祉協議会が運営する事業所の平成28年度ヘルパーの利用実績につきましては、訪問介護事業所こぶしは利用者の実人数で364人、回数で4,739回となっています。訪問介護事業所おおがたでは、利用者の実人数で624人、回数で1万1,876回となっています。

また、町内の利用者の方で近隣市町村の訪問介護事業所を利用されている方もございます。

このように介護サービスの提供を行っているため、ヘルパーの確保が課題ではないかと懸念もされます。住民の皆さまからヘルパーの訪問介護サービスが受けられないなどの声があるか訪問介護事業所に問い合わせたところ、時間帯の調整などが必要な場合もあり、満足な供給とならない場合もあるとのことでした。

町と致しましては、ヘルパーの不足に陥らないように、介護保険事業に関する課題等を黒潮町介護事業所連絡協議会で議題として提案し、ケアマネージャーも含め各事業所間で情報共有を図り、体制整備に向けて協議を始めたいと思います。住民の皆さまに適切な介護サービス提供ができるよう、務めてまいります。

以上です。

議長（山崎正男君）

矢野君。

4番（矢野昭三君）

私が知っておる方なんか、介護されておる方の仕事ぶりというのは夜も遅いですね、帰りが。それで、ほとんど休みがないということなんですよ。

そういうことでいきますと、いっぱいいいっぱいの人員で回ってるときはいいんだが、何か、病気とか事故あるときは、たちまち行き詰らせんかなということを心配するわけでございますので、休みもなく働くという状況はもうちょっと何とかならないかなと。当然、お金も要ります。要りますが、そういった面も気に掛けながら、先ほど言った協議を始めるということですので、そういったことを踏まえて協議していただきたいわけですが。

じゃあ、その協議というのはいつからやりますか。

議長（山崎正男君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（川村一秋君）

それでは矢野議員の再質問にお答え致します。

いつからその協議を始めるかということですが、大体、黒潮町介護事業所連絡協議会が年度初めにありますので、その来年度の初めに行いたいと思います。

以上です。

議長（山崎正男君）

矢野君。

4番（矢野昭三君）

それでは次へいかさせていただきます。水産振興についてでございますが。

イワシ活餌事業の取り組みについて問います。

切れ間なく事業展開できる配慮が必要です。何かよそ、県内でも町外、よその人らでも、県外でも佐賀いうたら漁業の町、それからカツオなんか割合やはり名前が売れておまして。田野浦の干物もおいしいし有名です。で、そういういいものは長らく、ずっと多くの先人が努力して積み重ねたものもでございます。このイワシそのものがなかなかいないと。この寒さによって思うように捕れないとかいうその話もお聞きしますし。またそのイワシがあっても、それをこちらまで佐賀の方まで取り寄せて、それ生き物でございますので、死ぬる

ということもあるわけですね。それらをいかに元気なイワシを、そのカツオ船に売りさばき、多くのカツオを釣り上げていただくかいうところが勝負になろうかと思うんですが。

これはだんだん、今までもお聞きしておりますが、やはりその切れ間なく人の問題、あるいは予算の問題。切れ間なくですよ。4月に入ったらすぐお金の手当てができるようなことを踏まえて、どのように取り組んでおるのかお聞きします。

議長（山崎正男君）

海洋森林課長君。

海洋森林課長（今西文明君）

それでは通告に基づきましてカッコ3、イワシ活餌の取り組みに関する質問にお答え致します。

カツオ一本釣り漁業には活餌としてのイワシは欠かせないものであります。そのため当町としましては平成26年度から黒潮町活餌供給機能強化対策協議会を組織し、長崎県佐世保や岡山県家島、愛媛県等からイワシを買い回し、活餌供給事業を実施しているところでございます。

近年のカツオ業を見てみますと、黒潮町近辺の漁業としては高知県が設置している黒潮牧場のうち、足摺岬の沖合いに位置する13号や18号が有力であります。この海域で操業を行った後、水揚げをするということになりますと、実際は愛媛県愛南町深浦港がイワシ活餌の供給もやっております、最短距離の漁港となります。この深浦港ではイワシを獲得する巻き網漁業も運営されており、また民間の活餌事業が複数活動をしていることから、当町で実施するイワシ活餌の買い回しと比べ、安価でかつ安定的なイワシ供給が可能であるというのは現実であります。そのような状況下の中で、過度な活餌供給事業の実施は協議会の経営状況を悪化させ、活餌供給事業の実施自体があやうくなる状況へとなりかねません。

一方で、イワシの漁獲についてもカツオと同時に天然資源の問題であることから、最近では昨年12月ごろには愛媛県ではイワシが漁獲できると。周辺でイワシ活餌を購入することはできないという事態が発生し、その際には佐世保から買い回した当町の活餌事業がニーズが集中し、佐賀漁港に入港するカツオ船、水揚船の70パーセントがイワシ活餌を購入しました。そのことにより活餌協議会として一定の収益を上げることができました。

また春先においては、この1月から2月にかけては東の海域でやっておった大型漁船に対しても東の方で活餌がないということで、本町によって民間の活餌事業者でありますけれども、そこで活餌を入れたという実績がございます。このように活餌事業はカツオ一本釣り漁業の操業そのものを支えることができいております。カツオの漁場形成やイワシ活餌の在庫量は年々刻一刻と状況は変化しており、今後ますますその変化が読みにくい状況となりますが、先ほど申し上げたようなあり方で真正面から競争するのではなく、付近の漁港にないタイミングを見極めて事業を実施することがポイントではなかろうかと思っております。そのためにも今後も当協議会とカツオ一本釣り漁業者の間で緊密に連絡を取り合い、ニーズを踏まえて臨機応変に事業の運営を実施してまいりたいと思います。

なお、今期の春の活餌事業につきましては、この3月23日に当協議会を開催して、春期の活餌事業の状況について検討するようになっております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

矢野君。

4番（矢野昭三君）

量販店なんか行きますねと、そのカツオを魚なんかこう書いとるんですね、その産地を。佐賀漁港とか。で、

あるところの漁港の名前も書かれてその棚にレイチンというんですか、あるんです。で、田野浦のその商品もたしか田野浦漁港とかいう書いちゃったと思うんですが、そういうふうにして、もう市場では競争状態なんですね。市場でいいものをいかに高く売る、高く売るというか、適正な価格で売るとかいうところの大事な問題ございますので。そういったよその地域にも負けないその商品を提供する必要がある。そのためにはイメージコードが大事で、そのカツオの船が入らない、船が入らないところから魚を持っていっても、それはねあまり高く売れないと思うんですよ。適正な価格で売れなくなる、不利なことが想定されると困るんで、ぜひですね、この事業、力を入れて続けていただきたいと思っておりますので、そのへんはご理解いただきたいと思います。

それでは次いきます。4番目のその透明性です。町政策事務事業評価結果の公表等について問いますと。これはですね、黒潮町の歴史にもございますが、最近のその国の政策なんかを見よりましたも、これは限られたお金を使って、その結果がどうであったのか、国でいえば国民のためになったのか。それをどう評価するか。それを評価したものを公表しなさいというそういう行政法がいっぱい今増えてきております。ご承知のとおりです。で、そのわが町においても、こういう実施要綱があってこれは最後はその評価の結果を公表しますよいうことですね。で、評価の仕方もいろんな評価基準があるし、評価して公表するにしても公表するやり方がございます。そのへんを踏まえてお聞きしたいわけですが。まち・ひと・しごと創生法の中にもございます。それから包括支援センターに関するところも公表、規則に載っておるんですよ。介護保険法の。ちゃんと評価し公表しなさいよと。それからそのほかにも、たくさんございまして、何でもかなく。やはりこの町の町行政についても職員が一生懸命やったことをどう評価し、どう公表し、住民にその職員が汗をかいたところを見ていただくということであろうかと思うんですが。そして、公表したものをその住民がどう執行機関に対してこれはよかったとか、もうちょっと何とかしてもらいたいとかいうことがあろうかと思うんですが。そのへんについてお聞きしたいので、ちょっとですね。

それとこちら、いいです。あと回しにします。そこまででちょっと質問致します。

議長（山崎正男君）

総務課長。

総務課長（宮川茂俊君）

それでは矢野議員の一般質問の4、透明性についてのご質問の町政策、事務事業の評価結果の公表等について通告書に基づきお答えします。

議員がご質問されます、町の政策事務事業の評価と公表につきましては、黒潮町政策事務事業評価実施要領がありまして、第12条に定められておりますとおり、町長は評価結果の概要等を作成し、町のホームページに掲載するほか、これらを個別の評価表とともに備え付け、町民の閲覧に供することとされております。また、同要領第3条におきまして評価の対象となる事務事業を第一次黒潮町総合振興計画に掲げられた政策を実現を目標とする施策および施策を構成する事務事業と定められております。この規定に基づきまして、政策の実現のための施策および施策を構成する事務事業が評価の対象となります。まち・ひと・しごと総合戦略が策定されるまで内部で評価を行った上で、外部の有識者を含めた黒潮町振興計画審議会に公表を行わなければならないことになっております。しかしながら、平成23年8月に施行されました地方自治法の一部を改正する法律により、総合振興計画の基本構想の法的な策定義務がなくなりますとともに、新たに地方創生を推進することを目的としたまち・ひと・しごと創生法が施行されまして、この法律に基づき町では黒潮町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に務めてきたところでございます。本町におきましてはこの黒潮町まち・ひと・しごと創生総合戦略を最上位の計画と位置づけ、各種の取り組みを進めております。このまち・ひと・しごと総合戦略につきましては、KPIと呼ばれる重要業績評価指数を設定し、実施した施策、事業の効果を検証し評価するこ

とに取り組んでおり、評価した結果につきましては、アクションプランとして取りまとめを行い、次年度の事業計画の基礎としております。このアクションプランにつきましては町のホームページで公開をしております、透明性の確保に努めているところでございます。

以上です。

議長（山崎正男君）

矢野君。

4 番（矢野昭三君）

このホームページというのは多分、番組で流れよう IWK で接続しちゅう、そこから流れてくるホームページ、黒潮町の分ではないかなと思うんですが、それが残念なことに住民全部が引っ張っておるわけじゃないですね、つないでおるわけじゃないです。一部、一部とは言わん。言い方は少し悪いですけど、3 割 4 割のところがつないでおるといってお聞きしたんですが、残りがつながらないような話もございますので、ホームページで載せることは結構でございます。大事なことでございますが、それ以外の方法も考えないですね、つないでない方が多くいらっしゃるというこの世界の中では、やや力不足かなと。公表する部分についてですよ。で、そのあとで、公表したあと、町民からの意見あるいは提言、それからどういうものがあって、それを具体的にどう反映しておるのかもここで分かることがあればお答えください。

議長（山崎正男君）

総務課長。

総務課長（宮川茂俊君）

矢野議員の再質問にお答えします。

まず町のホームページに先ほども答弁させていただきましたが、町のホームページに掲載するほか、これらを個別の評価表とともに備え付け、住民の閲覧に供するということですので、ホームページだけではなく、集計したものを閲覧もする機会も設けておるといふところになります。

それと、評価の結果の意見につきましては、各担当課の方に届いておりますので、具体的なところは把握しておりませんが、各担当課に届いているということでご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

議長（山崎正男君）

矢野君。

4 番（矢野昭三君）

このあたりはね、やはりこっから先はもう突っ込んでいきませんが、全体として評価をいただいてそれを反映していく部分はやはり最小の経費で最大の効果を求められておりますので、新年度、今年も骨格予算でございますのでねこれじゃ。新しい年度に入ったときにはそのへんを少し掘り下げていただきたいな、というのはこの間出されたこの計画にも、この計画というのは介護保険事業計画です。今年最近いただいたね。そういう評価もちゃんとしていますよということが記述として、文章として載っております。

それから先ほど言いました、介護保険法のその包括支援サービスセンターについても、規則でしたね。施行規則にこれはちゃんと公表しなさいよと。情報の公表は次の各号に書かれる内容を含むものとするところとあるんで、1 号から 7 号まででございます。そういったことがきちっと公表されていくことが住民に対するお答えじゃないかな、こんなふうに思います。

特にこれはこないだの新聞、3 月 2 日ですか。耳の日に寄せてということで。高齢者の約半数が難聴と。こういうような記事もございまして、で、同僚議員から質問があった手話についてもこれは大変大事なことであ

り、今後も頑張って取り組んでやっていただきたいと思うわけです。

その一方で視力が弱い方がいらっしゃいます。それは手の動きは見えません。で、勢いですね外出があまりしたくなくなります。そういったことを考えると、その将来、まだお金も要ることでございますが、将来的にはそういった目の不自由な方に対してどのような手を差し伸べることができるのか。ここらあたりもひとつお考えいただきたい。特に選挙なんかのときは秘密が守れないようなことになると困るので。それから申請にこちらに出向いてきたときにですね、なかなか書くことが難しくなってきます。そういうときにいかにしてその方の秘密を守るのかという部分が出てきますので、これは点字ブロックなんかもあるということでございますが、お聞きするとそれも使うにもなかなか難しいということもあるようです。そういったことを一つ新年度でお考え願いたいと思うんです。特にこの広報なんかも字が大小ございまして、限られた紙面に情報をできるだけ載せるいう必要、これは分かりますが、これ作られておる方が多分若い職員で視力もいいという方が多いんじゃないかと思うんです。そういうときに一つ、もう少しこの小さい字で皆さん見やすいかな。ここにありますように、わが町は65歳以上の高齢人口42.57パーセントとあるんです。この字がねなかなか読みづらいです。そういうようになってきております。で、当然すべてのことについて一気に何もかにもはできないことは分かっておりますが、ぜひここは新しい年度に入ってからその方向性を定めていっていただきたいと思うわけです。

こういった課題もございます。ほんで、最後のところでございますが。その前に先にその方向性についてどなたかお答えいただきたいんですが、よろしいですか。

議長（山崎正男君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

お答えを致します。

それぞれの公表につきましては、分析調査等しましてそれぞれまち・ひと・しごと、ほかのこともありますので、財政とか。いろいろな面につきまして公表をしていきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

矢野君。

4番（矢野昭三君）

私も9月議会でもぜひ頑張ってやりよう職員もおりますよと。私の知らないところでもがんばってやりよう職員いっぱいおるでしょうということも申し上げておりましたが。この町長に職員よく付いていってくれたなと僕そう思うところがございます。ぜひですね、さまざまな課題がまだあるわけでございますが、ぜひ町長また次出てきていただいて、これは最後の定例議会でございますので、例示があるかも分かりませんが、これで最後でございますので、また出ていただいて、この場で黒潮町の町づくりについて一緒に議論ができるようになればうれしいと、こんなふうに考えておりますので、また一つ期待をしてお待ちしておりますので。

以上をもって私の質問を終わります。

議長（山崎正男君）

これで矢野昭三君の一般質問を終わります。

この際、2時40分まで休憩します。

休 憩 14時 21分

再 開 14時 40分

議長（山崎正男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次の質問者、浅野修一君。

12 番（浅野修一君）

それでは議長のお許しをいただきましたので、通告書に基づきまして質問の方を始めさせていただきたいと思いますが。

その前に、新庁舎 1 月 9 日に入庁されて、執行部の皆さんはじめ一般職員の方も、だいぶ今となつてはこの新庁舎にもなられて順調な引越しが行えたんじゃないかと思います。これからもますます、住民の方への福祉向上のために皆さんで一生懸命頑張っていたきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、早速質問の方、入りたいと思います。

今回、質問事項と致しましては 1 問だけになっておりますが、スポーツツーリズムについてということで。

スポーツツーリズム振興のため黒潮町は、施設の充実や各方面への誘致等に尽力しておられますが、もう一歩踏み込んだ施策が必要と感じております。他の自治体でもすね、誘致には躍起になっていることが昨今の現状であろうかと思ひます。黒潮町らしく、前向きな行動が大切ではないかと思ひまして、今回の質問とさせていただきます。

まず 1 番目と致しまして、小学生、中学生を主に対象と致しまして、各種競技の普及とレベルアップを目的と致しまして、一流アスリートの招致はできないかについてでございます。

一般的にアスリートと申しますと、主には陸上競技のことを言うわけでございますが、今回の私の質問と致しましてはスポーツ全般の競技についての質問でございます。

今の子どもたちにも、ほんといいものを持たれた子どもさんたちがたくさんおいでまして、そんな子どもさんたちに、やっぱり一流アスリートとの出会いといいますか、出会うチャンスです。そのチャンスを与えて、その子どもたちに明るい未来を与えてはどうかという思ひからの質問でございます。

こう言いますと何かこう、少しスポーツツーリズムとはかけ離れたような、関係ないのではないかというふうな受け止められる方おられるかもしれませんが、何言いますか、底辺の底上げいいですか、小学生、中学生のレベルアップを致しまして、すそ野を広げて、ここでスポーツツーリズムの機運を一気に高めてまいってはどうかと、そういった思ひの質問でございます。

ご答弁の方、よろしくお願ひします。

議長（山崎正男君）

産業推進室長。

産業推進室長（門田政史君）

それでは通告書に基づきまして、浅野議員の 1、スポーツツーリズムについてのご質問のうちカッコ 1、小学生、中学生を主に対象とした各種競技の普及とレベルアップを目的として、一流アスリートの招致はできないかのご質問にお答を致します。

本町のスポーツツーリズムはサッカー中心でございましたが、近年では野球やゴルフなどにも幅を広げて誘客を図っているところでございます。

ご質問の各種競技の普及とレベルアップを目的とした一流アスリートの招致についてでございますが、サッカーでは、本町出身の元 J リーガー、藤田泰成氏によるサッカー教室を行ってまいりました。今年度は、土佐西南大規模公園人工芝グラウンドの落成式典に合わせて、元サッカー日本代表の釜本邦茂氏、同じく西村昭宏氏によるサッカー教室を開催することができました。

また、中国と韓国からプロサッカーチームがキャンプに訪れた際には、佐賀中学校、大方中学校に情報を提供し、レベルの高いチームの見学をご案内したところでございます。

野球においては、毎年、高知ファイティングドッグスによる野球教室を開催しており、直接指導を受ける機会を設けております。

また今年度は、小学生、中学生を対象にプロゴルファーにご指導いただけるゴルフ教室を開催し、競技人口の拡大のきっかけづくりを行いました。

バレーにおきましても、元オリンピック選手、朝日健太郎氏、佐伯美香氏にご指導いただいたこともございます。

今後におきましても、スポーツツーリズム関連と致しましては、プロなどの技術の高い選手が本町を訪れた際に、教室開催の依頼をするなど、町内の子どもたちの競技レベルが高まる支援をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

浅野君。

12番（浅野修一君）

ありがとうございます。

昨年は本当、さまざまな本当一流の方をお招きしてのそういった講座といたしますか、子どもたちへの指導であったり、そういったことも本当盛んに行われて、大変自分もうれしく思っております。自分も本当スポーツの本当好きな方でございます、特に先ほど室長の方が申されましたバレーボール。朝日氏とか佐伯氏。私も興味があったもんで行っておりましたが、やっぱりですね、子どもたちの何言いますか目の色が違うというか、やはり一流の、そのプレーまではあまり見せていただけたかなというふうな思いはあったがですけど、でも、その指導を受けたっていうことは本当、子どもたちにとっては宝になってくると思いますので。

ただ、こういったことをですね、単発でやっても意味がないと言ったら語弊がありますが、単発ではなく計画的な、毎年そういう計画を立てることが必要でないかと思えます。と申しますのも、やはり子どもたち学年が上がってきますんで、去年の子はそういう一流の方のご指導を受けたかもしれないけれども、新たに進学された方とか、そういった方はやっぱり受けてないわけでありまして、そういった毎年いいますか、計画的な招致、指導を受けるというふうな場面が必要かと思えますんで、そのへんはぜひお願いしたいところでございます。

それで、子どもたちにとっては本当いいことやと思うがですけど、保護者の方から言いますと、子どもさんが高知市とか県外であったりするかもしれないですけど、そういった所へ誰それ、すごい人が来るから連れていってくださいとか、そういうふうな保護者への要望もあろうかと思えます。そういう意味におきましては、やはりこの黒潮町にそういったアスリートの方をお招きすれば、まあ町の負担にはなりますけど、そうすればですね、多くの子どもたちにそういう体験というか、指導であったり、そういうことも受けれるんじゃないかと思えますんでね。その点は保護者の方の負担であるとか、時間的浪費もあろうかと思えます。その経済的な負担もあろうかと思えますんで、そういった意味におきましては、町としてやはりこの町に招いてですね、その場をつくってあげるということが。子どもたちも本当、やはり本とかですね、専門のスポーツに関するですけど本とかあったりするときに、そういったもんでも勉強はしようわけですけど。やはり、自分もそうやったがですけど、そういった生え抜きといたしますか、すごくその経験もあり、競技力もある方の実際を見るということが、これがほんと素晴らしいことで、体にしみるいいですか、真似ることができるがですね。そういう方

の一挙手一投足といえますか。そういうことを見るだけで何十回も本を読むよりも、ほんとに体得できる早道であり、いろんな知識も吸収できる場になろうかと思えます。

そういった意味でですね、これあれでしょうか、去年はいろいろと、サッカー、野球、ゴルフ、バレーとか、ほんと多くの競技にいろいろな方をお招きしてそういう場を設けたわけですが。これあれでしょうかね、毎年その計画的にというふうな方向性は持っておられませんか。

議長（山崎正男君）

産業推進室長。

産業推進室長（門田政史君）

それでは浅野議員の再質問にお答えをしたいと思います。

まず、スポーツツーリズムという観点から申し上げますと、あまり小学生、中学生等の技術の向上というのは主眼にはそれほど置いてはないわけですが、先ほど申し上げましたことと重なりますけれども、そういったスポーツツーリズムの関連で技術の高い選手等がまいましたら、その都度ご依頼する形でしてまいりたいと思います。

従いまして、先ほど申し上げた教室などがすべて来年度も行えるかといったお約束はちょっとできませんけれども、またそういった方がお見えになったときには、協力していただけるような依頼はしてまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

浅野君。

12 番（浅野修一君）

ありがとうございます。ぜひですね、多くのそういった一流の方を呼んでいただいて、ぜひ子どもたちへのそういう広がりを持たせていただきたいと思えます。

話はちょっとそれますけれど、室長、以前ソフトボールの方もしていたと思うんですけど。今でも現役かもしれません、まだお若いですんで。この場でこういうことをお聞きしてええかどうかわからんですがですけど、室長、一流アスリートを見たい、できれば町内で見たい、というふうな感想は持ってませんか。

議長（山崎正男君）

産業推進室長。

産業推進室長（門田政史君）

それでは再質問にお答えを致します。

近くで見れるものなら、見たいという気持ちはあります。ただ、私の場合で申し上げますと、ソフトボールで言えば高知市の春野球場あたりも日本リーグとか来たりしますので、そちらに観戦に行くと。そういったことで、こちらで地元で見れないことの代わりといえますか、そういったことで自分では動いておるつもりでございます。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

浅野君。

12 番（浅野修一君）

ありがとうございます。

このことは先ほども申し上げたわけですが、やっぱりどうしてもですね、機会が多いのは高知県下で言えば

高知市とか春野の方ですかね。そういったことになろうかと思えますんで、やはりそういう意味におきましてもぜひですね、招致いたしますか、アスリートの呼び込みの計画をぜひお願いしたいと思えます。

ここでですね、以前のことにありますけどちょっとご紹介したいことがあるがですけど。県下的に言えばですね、幡多郡内の方ですか、今も何名かの方々が競技によっては上位の方で活躍されておられる方がたくさんおるわけですが、私が子どもころに結構この黒潮町出身の方で、そういったいろんな競技でトップクラスの方がたくさんおったがですよ。例えば、お正月の毎年恒例の行事になってます箱根駅伝ですか、あそこで往路の山道を登られた方がおったりとか、あと、甲子園の方にも出られた方の町内出身の方おいでます。今日おいでませんが、小松議員さんなんか甲子園の方には出られておるわけでありまして。

それで、また先ほどご紹介ありましたけど、最近ではJリーグの藤田さんも、ほんと活躍されて、町内の子どもたちにその自分の経験を今引き継いでいただいていますんで、ほんとありがたいことやと思えますが。

それプラスといいますか、今現在行われております大相撲の方ですね。これにおきまして、黒潮町佐賀の方の千代の海ですか、ほんともう十両目前、関取目前。今3連勝ですか、確か幕下5枚目やったと思うがですけど。そういった身近な所にそういうすごい方がおられるわけで、そういったこともですね、子どもたちにも周知できる場があれば、こういう人がいるんだというふうなことも周知することも必要かと思えますんで、そのへんも含めてお願いしたいと思えます。

冒頭言いましたけど、やはりそういった底辺の小学生、中学生の盛り上がりがあればですね、これはスポーツツーリズムって言いますと、スポーツが主みたいな感じですけど、そこへ応援者であったり引率であったり、そういった方もこちらへおいでいただけるっていうふうなことが主眼になっていると思えますんで、そういった意味のすそ野の広がりを、ぜひ計画的な施策いたしますか、町としての計画を来年度以降ぜひ取り入れていただきたいと思えますんで、ひとつよろしく願います。

すみません、1個抜かっておりました。これは言っているかどうか分かんがですけど、今年6月ですか、何かサーフィン大会とかの予定とかもしておられるというふうなこともお聞きしていますが、そういった年度の計画を年度迎えるまでにぜひ計画的な施策、よろしく願いたいと思えます。

1問目としてはこのくらいで終わりたいと思えますが。

続きましてカッコ2の方でございますが。野球、サッカー、陸上など、さまざまな競技の基礎体力づくりに有効な、入野海岸の砂浜を前面に打ち出した誘致活動はできないか、についてでございます。

この件、以前一度ですね、高知大学だったかちょっとはっきりしません、だったと思うのですが、入野の浜で陸上の砂浜を活用するか利用した体育強化に一度取り組んだどうか、おいでいただいたことがあると思うんですが。この砂浜ですね、さまざまな運動で試すべきやと自分は、試すといいますか、基礎体力の向上にはとってもいい運動場やと自分は思うてます。

私事ですけど、ほんと子どもころは、今のようにゲームがあるわけではなく、もう野山で遊ぶというか、そういったことが自分たちの遊びであったわけですが。その中でも砂浜で、自分も砂浜の近くにおりますんで、砂浜での遊びの中で、今の体力がほんとと培われたと、自分では思っています。まず、けがが少ないということもありまして、それプラス、ほんとと足腰の鍛錬にはもってこいなわけです。

これを、今町で進めてますスポーツツーリズムの方に取り入れんことは損やと自分は、損って言うたらおかしいですけど、取り入れんことはないなと、取り入れるべきやなというふうな思いで、この質問出さしていただいておりますが。

砂浜の方もですね、確かに今、砂浜を美術館として設定いたしますか、建物のない美術館として砂浜美術館と町ではうたっておるわけですが。そこでTシャツアート、あと、はだしマラソンですか。これは運動とはちよ

っとあれですけど花火大会とか、そういったことに活用しようわけですけど。でもそれだけではね、どうしてももったいないと思うがですよ。今の子どもさんは、家での遊びがどうしても多くなっているのが現状やと思います。町がそういった砂浜で、高校生にしろ、大学生にしろ、一般にしろ、砂浜を利用した誘致いいですか、それを行えばですね、子どもたちもまた砂浜に戻るんじゃないかというような思いも自分はありません。そうすれば、中学、高校になってもここで基礎体力ができたものが、またそれまで砂浜を利用せずにやったことと違う方向性を持った体力づくりができるんじゃないかと、自分は思っております。

砂浜もですね、自分たちにとったらあるのが当たり前で、この自然全部がそうながですけど、あるのがもう当たり前で、あって当然というふうな感覚で。皆さんもそうやと思うがですけど、私自身そういう感覚でおったわけですけど。ある意味、宝として受け止めるべきじゃないかと思えます。価値を過小評価することなく、これだけの、ほんと全国的にもこういう砂は珍しいいうか、きめ細やかですごい体にええ砂というか、やと自分は思うでしょうがですよ。

繰り返しになりますけど、やはり各種競技の上において基礎体力の向上、これに最適であると自分は思いますんで、そのことを前面に出した、アピールした入野の浜利用の誘致活動をしていただきたいと思いますが、ご答弁の方をお願いします。

議長（山崎正男君）

産業推進室長。

産業推進室長（門田政史君）

それでは、通告書に基づきまして浅野議員の1番、スポーツツーリズムについてのご質問のうち、カッコ2、野球、サッカー、陸上など、さまざまな競技の基礎体力づくりに有効な、入野海岸の砂浜を前面に打ち出した誘致活動はできないか、のご質問にお答え致します。

入野海岸の砂浜は、スポーツツーリズムを推進する上で黒潮町を売り込む有効なPR素材だと考えております。スポーツ合宿に訪れる指導者やコーチからも、砂浜を活用したトレーニングの有効性についてのお話はいただいております。先日までキャンプを行っていた社会人野球クラブチームのミキハウスベースボールクラブのコーチとの懇談の中でも、体幹トレーニングの一環として砂浜を活用しているとお話もいただいたところでございます。スポーツ誘致を行う際には、本町の特徴であり、有利な素材の一つとして、この砂浜の存在をアピールしているところであります。

アピール方法と致しましては、誘致に伺った際に、ドローン撮影の映像を使用し、上空から砂浜を紹介するとともに、砂浜でのトレーニング風景を映像で紹介しております。

今後におきましても、引き続き砂浜の存在をアピールしながら誘致活動を進めてまいります。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

浅野君。

12番（浅野修一君）

ありがとうございます。

ほんとミキハウスさんなんかトップレベルといいですか、レベルの高い所でのチームでございますんで、そういった方が砂浜を利用していただいているっていうようなことは、ほんとうれしいことやと自分も思います。

また、今ご紹介にありましたドローンによる入野の砂浜の空撮ですか、これもほんと有効やと思いますんで、ぜひですね。ただ、砂浜は台風来たら汚れますんで、その清掃なんかはまた、これ全然別個の話ですけど、するべきやと思いますんで。ぜひですね、そういったドローンを活用した誘致活動、ほんと効果的やと思います。

映像で見るとですね、自分たちが普段見ている砂浜と、何かここはどこみたいな感じですね、すごいええとこに映る、ええとこに見えて。まあ、ええとこながですけど。そういった効果もあろうかと思ひますんで、ぜひお願いしたいと思ひます。

それで、運営でミキハウスさんは独自にいうか、ご自分の所で砂浜が有効やという考えの下、練習に取り入れておられるようなんですが。ただ、砂浜がすごいええからええからだけでは、やっぱり説得力がないというか、こんなええ所がありますんで来てくださいだけでは、どうしても説得力の方で欠けてしまうんじゃないかと思ったりもするわけで。

そういう意味ではですね、大学なんかには陸上部であったりそういった所、大概あると思ひます。高知大学、工科大もありますかね。いろいろ、高校についてもそうですけど。そういったその大学なんかのスポーツのクラブチームいいですか、そこのタイアップいいですかね。砂浜を利用すればこういう効果がありますっていうふうな、できれば数値に置き換えられるようなことが大学等のタイアップの中でできれば、もっと説得力のある誘致活動ができるんじゃないかと思ひますが。

そういった方向はいかがでしょうかね。

議長（山崎正男君）

産業推進室長。

産業推進室長（門田政史君）

それでは浅野議員の再質問にお答えを致します。

その説得力のある、数値を示したような資料ということだと思います。先ほど浅野議員の方からも少し紹介がありましたけれども、以前、砂浜トレーニングにつきましては少し調査をしたことがございましたので、その調査結果などを少し検証しまして、また少し考えてみたいと思ひます。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

浅野君。

12 番（浅野修一君）

ありがとうございます。

そういう数値的なもんが出てるわけですか。

議長（山崎正男君）

産業推進室長。

産業推進室長（門田政史君）

そのときのものは、数値のものではございません。

例えば、砂浜トレーニングのメリットとして着地衝撃が少なく、膝、腰など、関節への負担が少ないであるとか、足腰の筋トレ効果が高いであるとか、そういった表現になっております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

浅野君。

12 番（浅野修一君）

ありがとうございます。

やっぱり数的っていうふうになると、ちょっと難があるというか難しいかもしれんですがですけど。よく聞くとところが、順天堂大学とかですかね、ああいったスポーツの先進的な所であるとか、例えばの話で。そういった

大学であるとかとのコンタクトを取れば、そういったことも可能になり得るのではないかとも思うたりもしますんで。そういったこともぜひですね、取り組んでいただきたいと思いますんで、耳に入れて心にとめ置いていただきたいと思います。

それで、なかなか1回、2回砂浜走ったからって即座に結果が出るわけではないわけで、当然そうであろうと思いますけど。やっぱりリピーターいますか、今年来ていただいてまた来年も来ていただくことで、その効果が立証されるというふうなこともあろうかと思っております。そういった方向性もですね、ぜひお願いしたいと思っております。

それで、先ほどちらっと申し上げましたその大学生であるとか高校生。まあ町内には小学校、中学校もあるわけですので、小学校、中学生に対する砂浜活用の提案というか。これは委員会の方になるがですか。

そういったことも必要かと思っておりますが、委員会の方どうでしょう。

議長（山崎正男君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

それでは浅野議員の再質問に答弁を致します。

入野の浜を活用して町内の小中学生にということでございますけれども、まず、中学生であればですね、部活動なんかで基礎体力というか、体力を鍛えております。そういった中で、できればそういった砂浜での体力づくりとふうなことも検討はしていきたいと思っております。ただ、実際やるとなると、移動時間とか、今部活動の時間なんかはかなり制限されていますので、そういったこともあろうかと思っております。

小学生が砂浜で活動ということはですね、これは体力づくり以外のまた違った活動なんかもあろうかと思っております。遠足なんかでは当然入野の浜に行ったりもしておりますし、そういった自然と触れ合うという意味での活用ということなんかは、当然検討はできると思っております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

浅野君。

12番（浅野修一君）

ありがとうございます。

ぜひですね、教育委員会の方も活用の方をリードしていただいて。子どもたちが、外で遊ぶのが一番ええと思うんですよね。家の中でゲームするよりは。そんなことも思いますんでぜひそういった方向性も、できる範囲になろうかと思っておりますけど、そういう学校に対する声掛けいいですか、そういった部分もぜひお願いできたらと思います。

また、そうすることがですね、最初から申し上げておりますように、やはり小中学生であるとか、そういった底辺と言ったら語弊ありますが、ほんとスポーツにすればやり始めの方がどんどん広がって行って、そのことがスポーツツーリズムへの波及効果いいですか、盛り上がりが高まっていくんじゃないかと思っておりますんで、ぜひそういった方向性も見いだしながら、教育の方もまたぜひお願いしたいと思っておりますんで。

それでは、2番の質問はこれで終わりたいと思っております。

最後ですが3番目にですね、野球やサッカーにおいて、高校、大学からプロまでが当町にキャンプ等に訪れております。しかし、キャンプ等を終えて、帰られた後にその情報が住民の方に入るという、そんなふうな現状が多々あるがですね。町民の中からもですね、せっかくの機会を見逃すことがたびたびあると。そういった声が聞かれるわけでございます。

各チームへの歓迎の意味と、町民や来町者の方への公告のためにも、キャンプの日程、場所等を国道沿いの目立つ場所へ掲示はできないか、についてでございます。

実は私もそうなのですが、あれ、今日までやったが。いつから来ちよったが、みたいな思いになったことが再々あるがですよ。野球にしろ、サッカーにしろ、その他競技にしろ。そんなことがたびたびあったもので、今回の質問さしていただきようがですけど。そういうことになる、後の祭りというか、ああ、見たかったね、というふうな思いが残るだけで。そういった部分のですね、何とかしていただきたいという思いで、この質問をさしていただきました。

答弁をお願いします。

議長（山崎正男君）

産業推進室長。

産業推進室長（門田政史君）

それでは通告書に基づきまして、浅野議員の1、スポーツツーリズムについてのご質問のうち、カッコ3、スポーツキャンプ等の住民への情報提供についてのご質問にお答えを致します。

議員ご指摘の住民への周知のことにつきましては、学校関係者からも同様のご意見をいただいたことがございまして、今年度、中国と韓国のプロサッカーチームが町内でキャンプを行った際には、町内中学校に情報を提供し、見学のご案内をしたところでございます。

また、試合が開催される場合などには、随時告知放送でもお知らせをしているところでもございます。今後におきましても、学校にはメール等で、住民の皆さまには告知放送やIWKTVを活用し、周知に努めてまいります。

また、観光案内板をはじめとして、町内の案内板類の表示の統一などの整理を検討したいと考えておりますので、ご提案の掲示についてもその中で検討したいと考えております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

浅野君。

12番（浅野修一君）

ありがとうございます。

今の室長の方から観光案内板というふうな提案といいますか案がありましたんで、ぜひそれはお願いしたいと思っております。

とは申しまして、今までですね、その町としては告知放送であるとかそういったいろいろな手段を持って周知の方を図っているというふうなことやったがですけど。先ほども、学校の方からもそういう声があったとかいうこともありましたよね。

やっぱりですね、その何言いますかここには、例えばですけど、佐賀の道の駅であるとか黒潮町ビオスであるとか、主要な人通りの多いとこいいですか、そういった国道端ですね。東の入り口、西の入り口。そういった所への、はっきり分かる周知方法をぜひお願いしたいがですよ。そうでないと、今までどおりいいですか、今までのように帰ってしまってから、ああ、来ちよったがと、みたいな話になろうかと思っております。

そういった意味でですね、先ほど観光案内板で言われていましたけど、その観光案内板で、そのどういう規模のものながですか。

室長、お願いします。

議長（山崎正男君）

産業推進室長。

産業推進室長（門田政史君）

それでは浅野議員の再質問にお答えを致します。

最後の方に申し上げました観光案内板のことにつきましては、もう一度説明をさせていただきます。

これは議員ご提案の掲示についてをですね、観光案内板をはじめとした町内の案内板類の表示の統一を検討しております、その検討の中で、議員のご提案がございました掲示についても検討したいということがございます。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

浅野君。

12番（浅野修一君）

失礼しました。もう案内板があつて、そこを利用するのかなというふうに受け止めてね、分かりました。ぜひですね、その案内板にしてもあまり小さいものであれば目立たず、今までどおりの誰も知らないで済んでしまうわけで。それでは意味がないわけで、ぜひ周知できるような規模といたしますか、大きさであったり、そういったもので検討していただきたいがですけど。

それとですね、案内板を活用することはぜひやっていただきたいがですけど。それと、できればというか自分の理想ながですけど、横断幕になるとちょっとおっこうになるかなとも思うたりもするがですけど。県外、しかも遠くから来ていただける方に対しては、そういう物があれば、町として歓迎していただいている、迎えていただいているっていうような受け止め方をすごいしてくれると思いますんで。

そういった方向は無理でしょうかね。

議長（山崎正男君）

産業推進室長。

産業推進室長（門田政史君）

それでは浅野議員の再質問にお答えを致します。

ただ今のご質問にありました横断幕でございますけれども、チームがいらっしやったときのその会場。会場には横断幕を張るようにして歓迎をするようにしておりますので、当面はそういったことで対応したいと思っております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

浅野君。

12番（浅野修一君）

繰り返しになりますけど、会場にすることもすごい喜んでいただけると思うがですけど。やはり入ってきたそのときに迎えてくれるっていう思いを持つのと、会場に来てそういうものを見るのとは、全く別のことやと思いますし、通っている方への今アピールにもですね、球場であれば球場にそういう横断幕、のぼりを立てるとか。そういったことはそこに来た人でないと分からんわけで、通りすがりの方にもやっているんだっていうふうなことのアピールもすべきじゃないか思うがですよ。

そういった意味での今提案ながですけどね、そういったことでできませんですかね。

議長（山崎正男君）

産業推進室長。

産業推進室長（門田政史君）

ほかのイベントでも、国道の上の橋の欄干といたしますか、そういういったとこに掛けている例もございますので、そういった方法が何か取れるか、一度検討はしてみたいと思います。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

浅野君。

12番（浅野修一君）

今言ったのは、多分、浮津海水浴場の上の橋やとは思いますがですけど、あそこ1カ所だけしか自分も見たとないわけで。

先ほど言ったように西、東の入り口部分に、その目立つ場所にそういったこともぜひ検討して取り入れていただけたらと思いますので。そうすれば、町内の方も当然見ます。それで町外から来られた方も見ます。あそこでやっているというふうなことが周知できると思いますんで。放送で1回やったから、2回、3回、5回やったからっていうよりも、その方が効果は絶大やと思いますんで、そういったことぜひお願いしたいと思います。

それですね、と申しますのも、一昨年行われました「世界津波の日」高校生サミット in 黒潮ですか、このときに皆さんも体験いいですか見られたと思うがですけど、高校生の方、その引率の方、保護者の方、その方たちが、町民総出ではないですけど多くの町民が、いらっしゃいと、またおいでくださいと歓迎と送迎の場を持ったときに、特に送迎の部分ですね、送迎のときには高校生たちは感動、感激して涙したというふうなことを皆さんもご存じやと思います。

そういった意味でですね、やっぱり来ていただいたら来ていただいただけのことを、よくあるおもてなしですか。町としてのおもてなしとしてですね、ぜひやるべきやと思いますんで、ご検討のほどをよろしくお願ひしたいと思います。

で、それには経費も要ることで、財政的なことも当然絡んではくるわけです。そのへんもあろうかと思いますが、自分が思うにはやっぱりそこまで心のこもったいうか対応ですかね、おいでいただいた方へのお礼も含めた対応の方が、絶対必要やと思います。そうすれば必ずリピーターあると思います。そうしないとないかもしれないっていうふうに、自分は思ってます。やっぱり、人間、うれしかったことは結構覚えちゃうと思いますんで、そういった意味も含めましてぜひですね、ようこそいらっしゃいました、また来てくださいという、その意思表示いいですか、それをぜひお願いしたいと思います。そうすれば、町民もまたそこへこぞって集まって、またにぎやかなキャンプであったりそういったことが可能かと思います。

それが本当の自分としてはスポーツツーリズムであろうと確信してますんで、その点をお願いしまして、私の質問を終わります。

議長（山崎正男君）

これで浅野修一君の一般質問を終わります。

お諮りします。

本日の会議はこれで延会にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

従って、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

延会時間 15時 27分